

さくら市第4期障がい福祉計画

平成27年3月

さくら市

はじめに

さくら市では、平成18年3月に策定した「さくら市第1次振興計画基本構想（平成18年度～平成27年度）」においてまちづくりの基本理念として、「ひとと地域が輝き、明るく温かなまちづくり」を掲げ、市民の皆様との協働による様々な取組みを進めてまいりました。

近年、少子高齢化が進展し、社会経済情勢が変化するなか、市民の福祉に対するニーズの多様化と質の高いサービスの提供が求められています。特に障がい者施策に関しては、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービス提供体制の整備を図り、平成25年4月には「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正されました。「障害者総合支援法」では、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げており、身体・知的・精神それぞれの障がいを分けることなく制度の谷間のない支援を目指すとともに、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

本市におきましては、「さくら市第2期障がい福祉計画（平成21年度～平成23年度）」及び「さくら市障がい者福祉計画（平成23年度～平成27年度）」のもと、生活支援に重点を置いた障害福祉サービス等の確保方策、供給体制の計画的な整備を図るために、「さくら市第3期障がい福祉計画（平成24年度～平成26年度）」を策定し、各種施策を推進してまいりました。

今回、改定を行いました「さくら市第4期障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）」では、第3期計画に引き続き「さくら市障がい者福祉計画」を実現するため、これまでの障がい福祉施策の取り組みの評価・検証を行いました。障がい者やその家族が望むより良い生活を応援するとともに、障がい者各々の人格と個性が尊重され、すべての人が互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現を目指し、さまざまな施策を推進してまいります。

計画策定に当りましては、障がいのある方の福祉に関するアンケート調査等により市民の皆様からいただいた多くのご意見を、計画に反映させていただきました。

そして、ご協力をいただきました計画策定委員会委員、幹事会委員、地域自立支援協議会の方々をはじめ、市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

さくら市長 人見 健次



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけと期間.....	2
3. 策定の視点.....	3
第2章 さくら市の現状.....	4
1. 障がい者を取り巻く現状.....	4
2. 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査結果の概要.....	15
3. 障害福祉サービス等の提供状況.....	36
第3章 計画の基本方向.....	46
1. 基本理念.....	46
2. 基本目標.....	46
3. 基本方針.....	47
4. 成果目標.....	48
5. 活動指標.....	50
第4章 計画の推進体制.....	61
1. 市民・事業者・地域等との協働の推進.....	61
2. 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施.....	61
3. 計画の達成状況の点検及び評価.....	61
資料編.....	62
1. 障がい福祉計画策定委員会委員名簿.....	62
2. 障がい福祉計画策定幹事会委員名簿.....	63
3. 計画策定経過.....	64
4. 用語集.....	65

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市においては、障害者基本法[※]に基づく「さくら市障がい者福祉計画(平成23年度～平成27年度)」及び障害者自立支援法[※]に基づく「さくら市第3期障がい福祉計画(平成24年度～平成26年度)」を策定し、「リハビリテーション[※]」、「ノーマライゼーション[※]」を基本理念とし、障がいの有無にかかわらず「地域でともに暮らせるまち」を目指し、障がい福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきたところです。

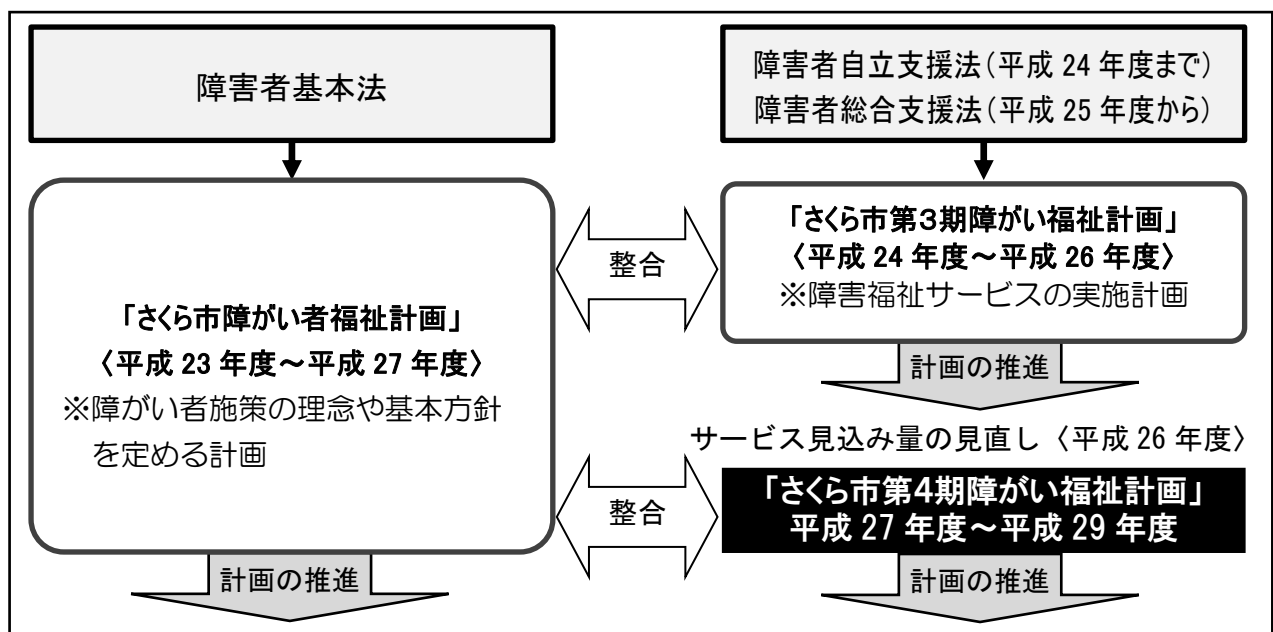
これまでに、国内関係法の整備が進められ、障害者基本法の改正(平成23年8月公布)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の制定(平成23年6月公布)、平成23年1月及び平成24年6月の2回にわたる障害者自立支援法の大幅な改正(平成24年6月の改正によって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律[※](以下、障害者総合支援法という)に改称)及び障害者差別解消法の制定(平成25年6月公布、平成28年4月施行)等が行われたことにより、平成19年9月に署名した障害者の権利に関する条約が、平成26年1月に批准されました。平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を目指すとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げる等、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、本計画は、第3期計画に引き続き「さくら市障がい者福祉計画」を実現するため、これまでの障がい福祉施策の取り組みの評価・検証に基づき、障がい者やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、障がい者が暮らす地域では、各々の人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる共生社会の実現に向け、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間として策定するものです。

2. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「さくら市第4期障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス*の見込み量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。また、障がい者の支援については、様々な分野の取り組みを総合的・一体的に進める必要があることから「さくら市障がい者福祉計画」等の関連計画との調和を図ったものとします。



(2) 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても、計画の実施状況や市民を取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障がい福祉計画	第2期障がい福祉計画		第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画			
障がい者福祉計画	障害者福祉計画		障がい者福祉計画				次期障がい者福祉計画					

(3) 策定体制

策定にあたっては、策定委員会及び幹事会、地域自立支援協議会で審議を重ねました。

注) 計画策定経過を資料編 (P64) に記載しています。

① さくら市障がい福祉計画策定委員会

保健及び福祉関係者、関係団体代表者、市民代表者、行政関係者による委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

② さくら市障がい福祉計画策定幹事会

障がい者支援に係る庁内関係各課及び相談支援事業者等による幹事会を設置し、計画内容の検討を行いました。

③ さくら市地域自立支援協議会

指定相談支援事業者、障害福祉サービス等に従事する者、保健医療従事者、警察・司法関係者、学識経験者、障がい当事者団体等及び関係行政機関により設置された協議会において、計画内容の検討を行いました。

④ 市民意向の把握

(ア) 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査の実施

平成 26 年度において、障がい者及び一般市民への調査を実施しました。

(イ) パブリックコメント※の実施

第 4 期障がい福祉計画 (案) について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

3. 策定の視点

さくら市第 3 期障がい福祉計画の分析・検証状況、障がいの手帳所持者等を対象に実施した「障がいのある方の福祉に関するアンケート調査」の集計結果を反映し、具体的な方策を定めます。

また、栃木県の第 4 期障害福祉計画で示された数値目標やサービス見込み量との整合を図ります。

第2章 さくら市の現状

1. 障がい者を取り巻く現状

(1) さくら市の位置と地勢

さくら市は、栃木県のほぼ中央部のやや北東に位置し、宇都宮市、大田原市、矢板市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町と接しています。鬼怒川の東岸に位置し、関東平野と那須野が原台地との間の数条の丘陵部を範囲とする、清流と緑の自然に恵まれた地域です。

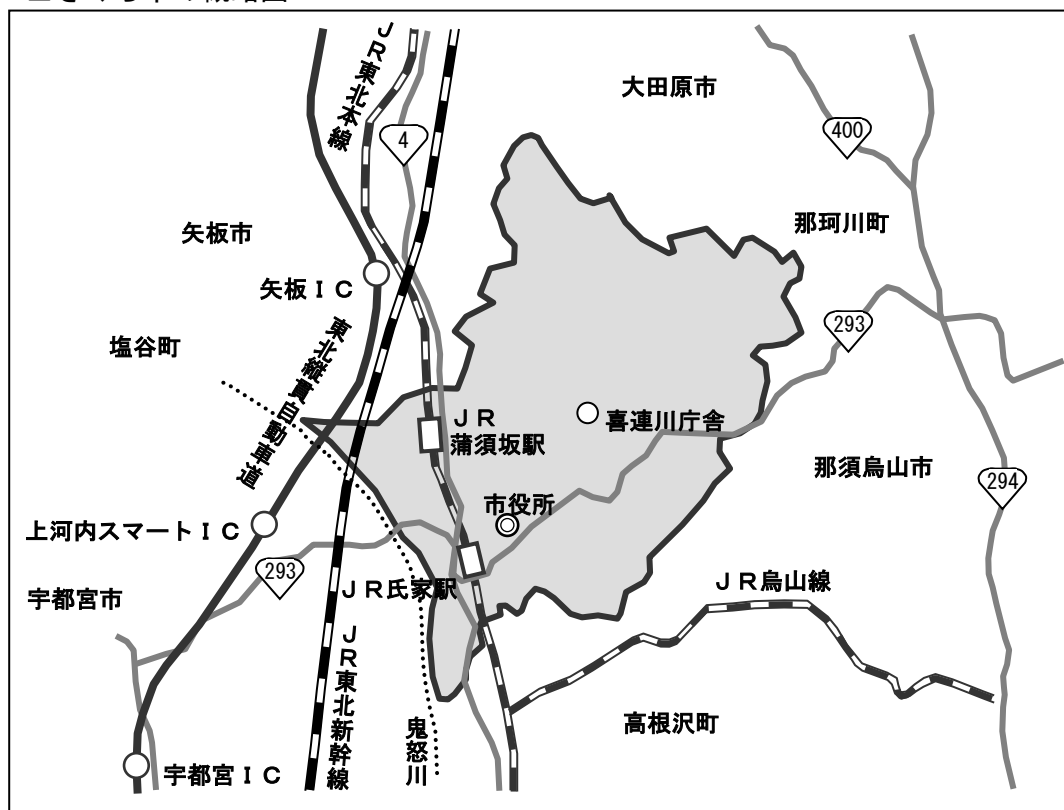
交通は、東北縦貫自動車道、国道4号、国道293号、JR東北本線等が通っています。

温泉をはじめとして、豊かな自然、城下町や宿場町としての歴史等の観光資源を有しています。

■ さくら市の位置図



■ さくら市の概略図



(2) 総人口・世帯数の推移

さくら市の総人口は、ほぼ横ばいで推移しています。

年齢別にみると、18歳未満と65歳以上では緩やかな増加傾向です。一方で、18～64歳では平成24年に大きく減少し、以来減少傾向にあります。

その一方で、世帯数が毎年少しずつ増加しています。このため、平均世帯人数は、平成21年の2.88人から0.17人下回り、平成26年では2.71人となっています。

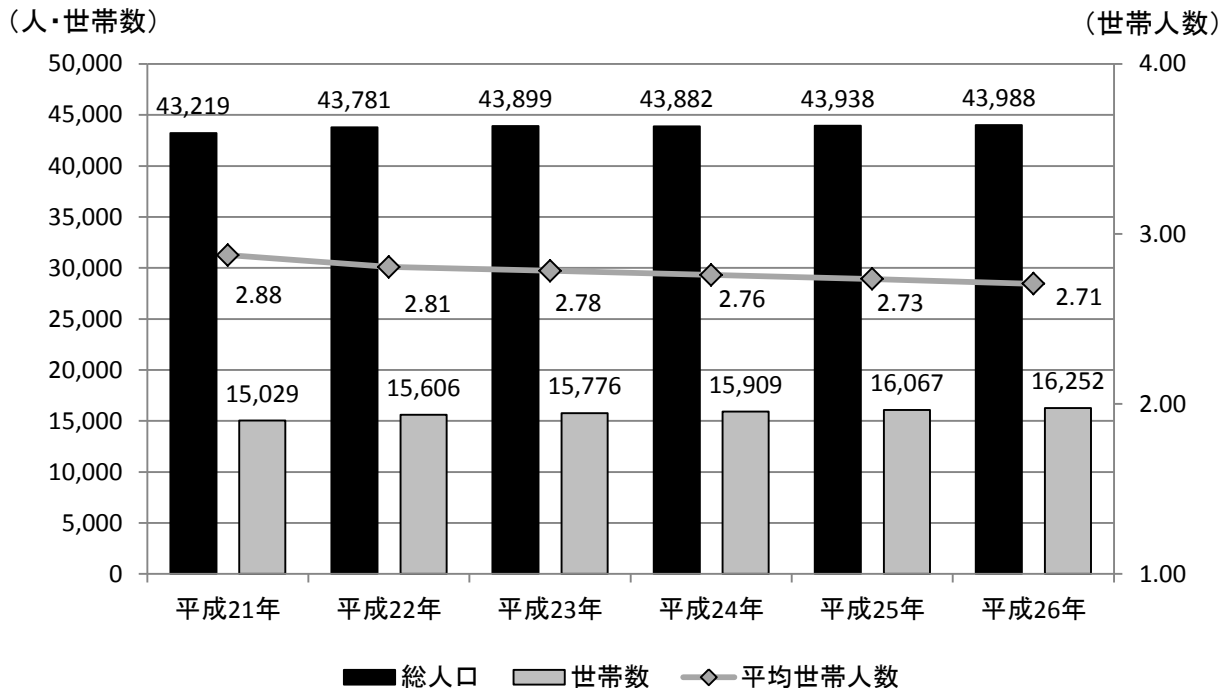
■人口・世帯数の推移

各年4月1日現在
単位(人、世帯)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	43,219	43,781	43,899	43,882	43,938	43,988
18歳未満	6,531	6,541	6,573	7,807	7,807	7,823
18～64歳	27,914	28,312	28,307	26,856	26,567	26,211
65歳以上	8,774	8,928	9,019	9,219	9,564	9,954
世帯数	15,029	15,606	15,776	15,909	16,067	16,252
平均世帯人数	2.88	2.81	2.78	2.76	2.73	2.71

資料：住民基本台帳

■総人口、世帯数、平均世帯人数の推移



(3) 身体障害者手帳所持者数の推移

①身体障がい者及び障がい児

本市の身体障害者手帳*所持者数は、ほぼ横ばいで推移しています。平成26年では、1,472人となっており、本市の総人口43,988人に対して、3.3%を占めています。また、年齢別にみると、18～64歳で減少傾向にあり、65歳以上では増加傾向にあります。

等級別身体障害者手帳所持者数についてみると、4級が407人で最も多く、全体の27.6%を占めています。次いで、1級が367人で、全体の24.9%となっています。

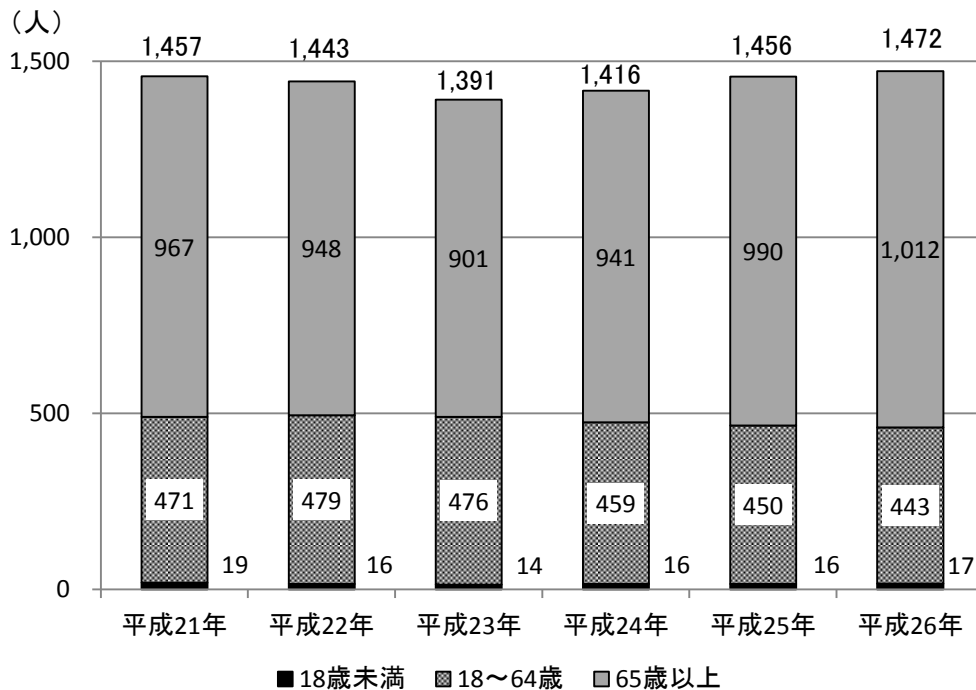
■身体障害者手帳所持者数の推移

各年4月1日現在
単位(人、%)

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
手帳所持者数	1,457	1,443	1,391	1,416	1,456	1,472
18歳未満	19	16	14	16	16	17
18～64歳	471	479	476	459	450	443
65歳以上	967	948	901	941	990	1,012
総人口	43,219	43,781	43,899	43,882	43,938	43,988
対人口比	3.4	3.3	3.2	3.2	3.3	3.3

資料：市民福祉課

■年齢別区分身体障害者手帳所持者数の推移



「※」資料編に用語説明記載有

■等級別身体障害者手帳所持者数

平成 26 年 4 月 1 日現在

単位（人、％）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚	27	22	6	5	11	5	76
聴覚・平衡	-	49	20	49	0	31	149
音声・言語・そしゃく	-	-	8	8	-	-	16
肢体不自由	88	164	152	257	121	56	838
内部	215	0	29	83	-	-	327
複合	37	17	7	5	0	0	66
合計	367	252	222	407	132	92	1,472
構成比	24.9	17.1	15.1	27.6	9.0	6.3	100.0

資料：市民福祉課

(4)療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳[※]所持者数は増加傾向にあり、平成 26 年では 284 人で本市の総人口 43,988 人に対して、0.6%を占めています。また、年齢別にみると、18 歳未満、18～64 歳で増加傾向にあり、65 歳以上はほぼ横ばいで推移しています。

程度別でみると、B1(中度)が 95 人で最も多くなっています。次いで A2(重度)が 75 人となっています。

■療育手帳所持者数の推移

各年 4 月 1 日現在

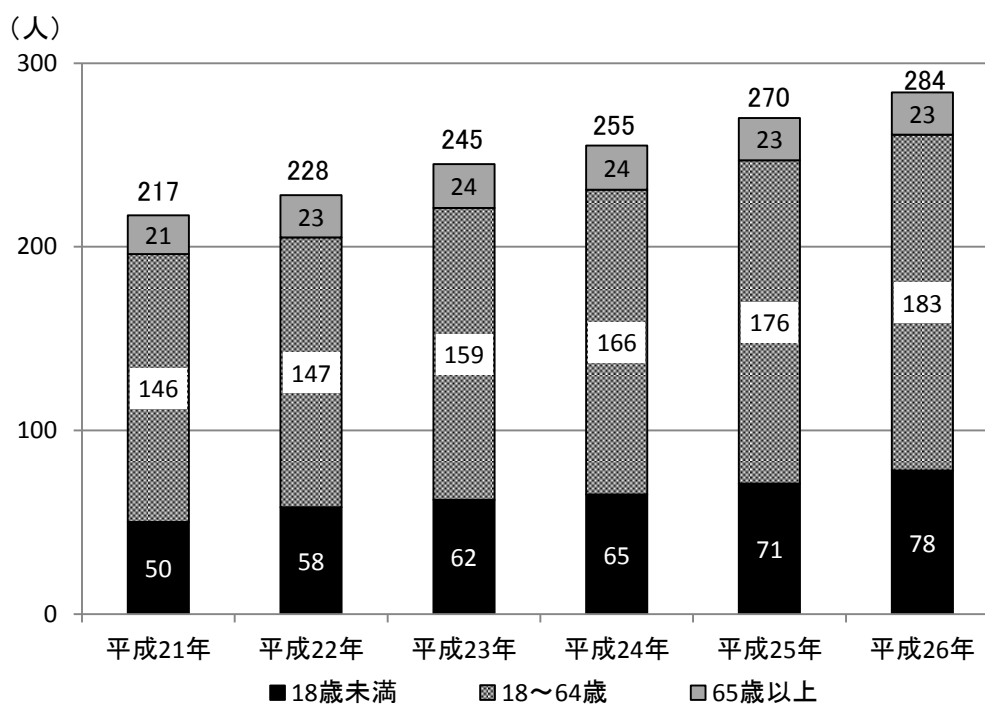
単位（人、％）

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
手帳所持者数	217	228	245	255	270	284
18 歳未満	50	58	62	65	71	78
18～64 歳	146	147	159	166	176	183
65 歳以上	21	23	24	24	23	23
総人口	43,219	43,781	43,899	43,882	43,938	43,988
対人口比	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6

資料：市民福祉課

「※」資料編に用語説明記載有

■療育手帳所持者数の推移



■程度別年齢別療育手帳所持者数

平成26年4月1日現在
単位(人、%)

区分	A1(最重度)	A2(重度)	A	B1(中度)	B2(軽度)	合計
手帳所持者数	40	75	1	95	73	284
18歳未満	8	18	0	20	32	78
18～64歳	31	46	0	66	40	183
65歳以上	1	11	1	9	1	23
構成比	14.1	26.4	0.4	33.5	25.7	100.0

資料：市民福祉課

注) 構成比は小数点第2位で四捨五入しています。

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳*所持者数は、平成23年で若干減ったものの、その後増加し続けており、平成26年では142人で、総人口43,988人に対して0.3%を占めています。

等級別でみると、2級が最も多く、平成26年では86人となっています。

自立支援医療*(精神通院)受給者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数と同様に、平成23年で減少したものの、その後は増加しており、平成26年では334人となっています。

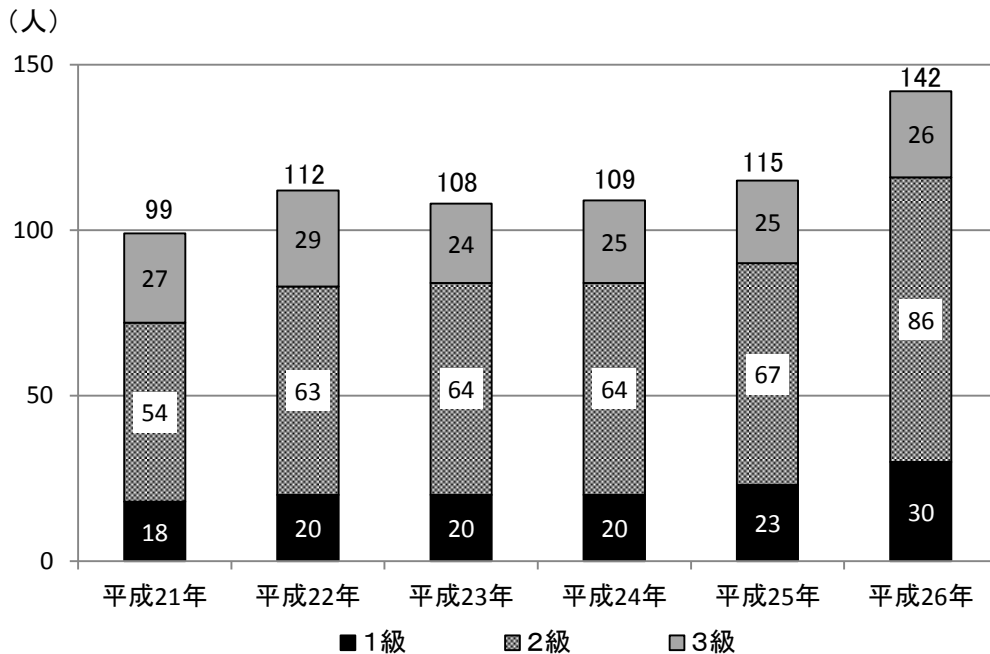
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

各年4月1日現在
単位(人、%)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
手帳所持者数	99	112	108	109	115	142
1級	18	20	20	20	23	30
2級	54	63	64	64	67	86
3級	27	29	24	25	25	26
総人口	43,219	43,781	43,899	43,882	43,938	43,988
対人口比	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3

資料：市民福祉課

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



■自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

各年4月1日現在
単位(人、%)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
受給者数	281	305	281	306	317	334
総人口	43,219	43,781	43,899	43,882	43,938	43,988
対人口比	0.7	0.7	0.6	0.7	0.7	0.8

資料：市民福祉課

(6) 難病と特定疾患医療受給者の状況

本市在住の難病*疾患のうち、特定疾患*医療受給者証・受診券交付者数は平成23年にわずかに減少しているものの、それ以降は増加傾向で平成26年では275人となっており、総人口43,988人に対して、0.6%を占めています。

平成27年1月1日より施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、指定難病が56疾患から110疾患(小児は514疾患から704疾患)へと増えたため、特定疾患医療受給者証・受診券交付者数が大幅に増加することが予想されます。

また、これに伴い平成27年1月1日より、障害者総合支援法の対象となる難病が130疾患から151疾患へと拡大されました。そのため、障害福祉サービスを利用するための「障害支援区分*」の認定者も増加が予想されます。

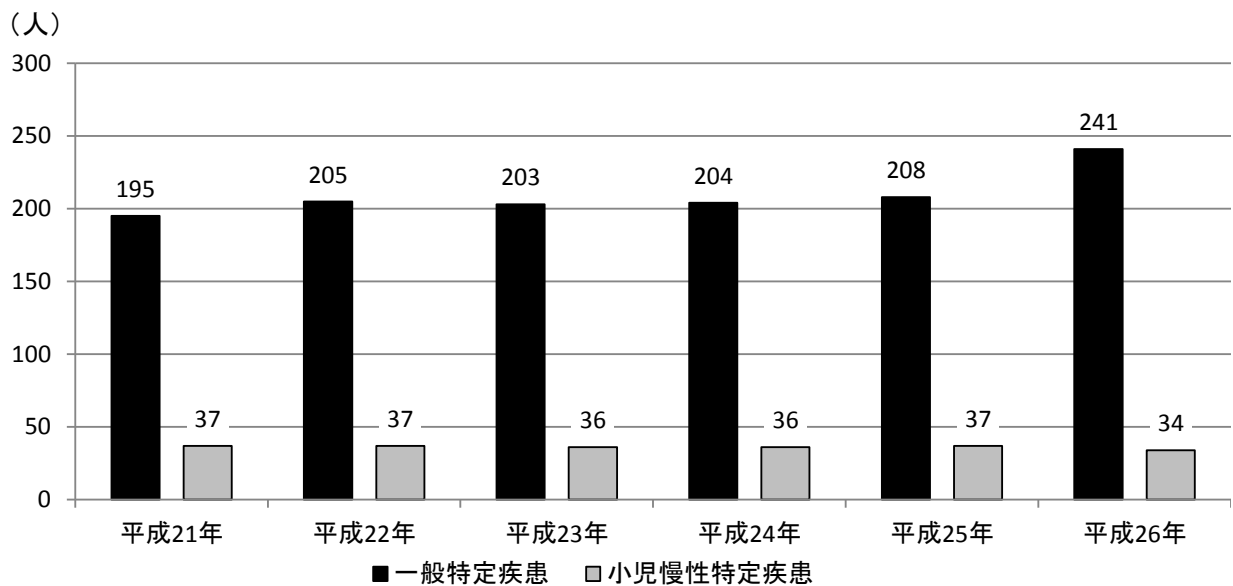
■ 特定疾患医療受給者証・受診券交付者数の推移

各年4月1日現在
単位(人、%)

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
受給者証・受診券交付者数	232	242	239	240	245	275
一般特定疾患	195	205	203	204	208	241
小児慢性特定疾患	37	37	36	36	37	34
総人口	43,219	43,781	43,899	43,882	43,938	43,988
対人口比	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6	0.6

資料：市民福祉課

■ 一般特定疾患*医療受給者証・小児慢性特定疾患*医療受診券交付者数の推移



(7) 自立支援給付、地域生活支援事業の利用状況

① 自立支援給付の利用状況

障害者総合支援法に基づく自立支援給付*のうち、「障害福祉サービス(介護給付)」及び「障害福祉サービス(訓練等給付)」において、「共同生活援助(グループホーム)」の利用をするには、認定調査によりサービスの必要性を総合的に判断し、障害支援区分の認定を行います。

ただし、同行援護のうち、身体介護を伴わない場合と、共同生活援助(グループホーム)のうち、介護の提供を受けない場合に限り、障害支援区分の認定がなくても利用できます。

また、児童や、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援といった訓練等給付のみを利用する場合と、相談支援のみを利用する場合は、障害支援区分の認定を受けずにサービスを利用することができます。

障害福祉サービスの利用状況についてみると、介護給付は、平成24年に171人で最も多くなりましたが、その後は減少傾向にあり、平成26年では165人でした。訓練等給付は、平成21年から増加傾向にあり、平成26年では103人と最も多くなっています。

■障害福祉サービスの利用状況

各年4月中の利用者数
単位(人)

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
障害福祉サービス	190	205	218	234	238	268
介護給付	154	164	167	171	169	165
訓練等給付	36	41	51	63	69	103

資料：市民福祉課

② 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の利用状況のうち、相談支援事業*についてみると、平成24年では41人で、平成26年では34人と、年々減少傾向にあります。日中一時支援事業*についてみると、平成24年では35人で、平成26年では28人でした。

■地域生活支援事業の利用状況

各年4月中の実利用者数
単位(人)

区 分	平成24年	平成25年	平成26年
相談支援事業	41	35	34
日中一時支援事業	35	28	28

資料：市民福祉課

③ 障害支援区分別人数

障害支援区分別人数の推移をみると、障害支援区分の認定を受けている人数は、平成 26 年で 129 人でした。児童は減少傾向にあり、平成 26 年で 11 人でした。

なお、平成 24 年 4 月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス」が児童福祉法に基づくサービスに変更になりました(P44 「(7) 障がい児への支援」を参照)。それに伴い、「児童デイサービス」のみを利用していた児童が障害者自立支援法に基づくサービスの利用者でなくなったために、平成 23 年度までと児童の利用者数が大きく変わりました。そのため、平成 24 年から平成 26 年までの集計結果を掲載しています。

■障害支援区分別人数の推移

各年 4 月末日現在
単位 (人)


区 分	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
児童	13	12	11
区分なし	57	63	73
区分計	122	130	129
区分 1	3	2	3
区分 2	10	12	11
区分 3	25	27	25
区分 4	26	24	25
区分 5	34	37	38
区分 6	24	28	27
合計	192	205	213

資料：市民福祉課

④ 障害者総合支援法の障害支援区分について

平成 25 年 4 月 1 日に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ法律が改正されたことに伴い、翌平成 26 年 4 月 1 日から従来の障害程度区分が、障害支援区分に改められました。また、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、ケアホームとグループホームが統合されました。

■障害支援区分について

障害支援区分	介護支援の必要度
区分なし	 必要度 高い
区分 1	
区分 2	
区分 3	
区分 4	
区分 5	
区分 6	

■障害支援区分と給付の関係について

区分に応じて 利用するサービス	区分にかかわらず 利用するサービス
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 生活介護 療養介護 施設入所支援 短期入所(ショートステイ)	自立訓練(機能訓練、生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援(A型・B型) 共同生活援助(グループホーム)

⑤ 障害支援区分と利用できるサービス

介護給付に該当する指定障害福祉サービスには、一定の障害支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。次表の「○」の部分がサービスの利用可能な障害支援区分です。

■障害支援区分と利用できるサービス一覧

区 分	区分なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
居宅介護(ホームヘルプ)	×	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	×	×	×	×	○	○	○
同行援護	注) 1		○	○	○	○	○
行動援護	×	×	×	○	○	○	○
重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	×	○
生活介護	×	×	注) 2	○	○	○	○
療養介護	×	×	×	×	×	注) 3	○
施設入所支援	×	×	×	注) 4	○	○	○
短期入所(ショートステイ)	×	○	○	○	○	○	○
共同生活援助(グループホーム)	注) 5	○	○	○	○	○	○

注) 1 身体介護を伴わない場合は区分認定を要しません。

注) 2 50歳以上は区分2でも利用可能です。

注) 3 筋ジストロフィー患者、重症心身障害者は、区分5でも利用可能です。

注) 4 50歳以上は区分3でも利用可能です。

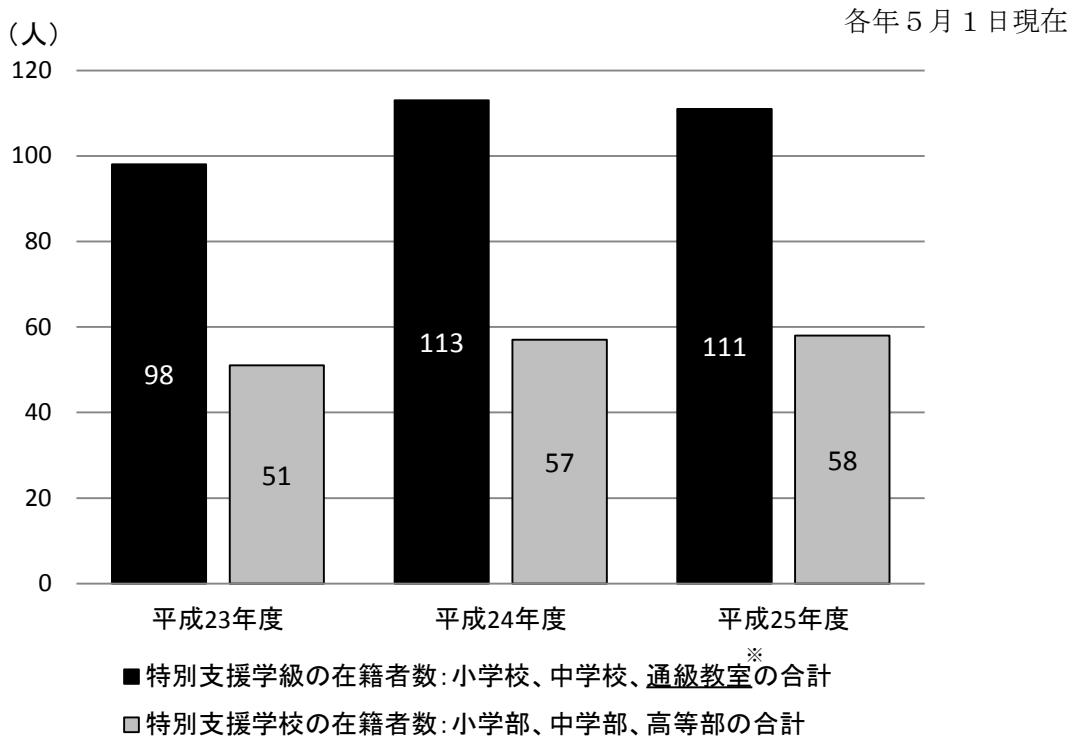
注) 5 介護を利用しない場合は区分認定を要しません。

(8) 学校教育の状況

特別支援学級児童生徒数の推移をみると、平成 23 年度に比べ平成 24 年度は 15 人増加して 113 人でしたが、平成 25 年度では 111 人で 2 人減少しています。

特別支援学校児童生徒数の推移をみると、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて増加傾向にあり、平成 25 年度では 58 人でした。

■学校教育の状況



(9) 特別支援学校卒業生の進路状況

特別支援学校卒業生の進路状況について、平成 23 年度から平成 25 年度の卒業生の累計が 18 人であり、「福祉施設通所・在宅等」が 8 人と最も多く、次いで「就職」が 7 人となっています。

■特別支援学校卒業生の進路状況

各年 4 月 1 日現在
単位 (人)

区 分	進学	専修学校 等入学	就職	福祉施設通 所・在宅等	その他	合計
平成 23 年度卒業生	0	0	1	2	1	4
平成 24 年度卒業生	0	0	4	3	1	8
平成 25 年度卒業生	0	0	2	3	1	6

資料：市民福祉課

2. 障がいのある方の福祉に関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査について

本調査は、「さくら市第4期障がい福祉計画」を策定するにあたり、障がいのある人の実情やニーズを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的に実施しました。

■障がいのある方の福祉に関するアンケート調査の配布概要について

区 分	障がいのある方の福祉に関するアンケート調査
調査対象者	【障がい者対象調査】 平成26年7月1日現在、さくら市に居住している身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方、特定疾患見舞金受給者全員 【一般市民対象調査】 平成26年7月1日現在、さくら市に居住している方を無作為に抽出
配布数	障がい者：2,000通 一 般：1,000通
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	59.2% (1,775通)
調査期間	平成26年8月1日～平成26年8月15日

(2) 調査結果の見方

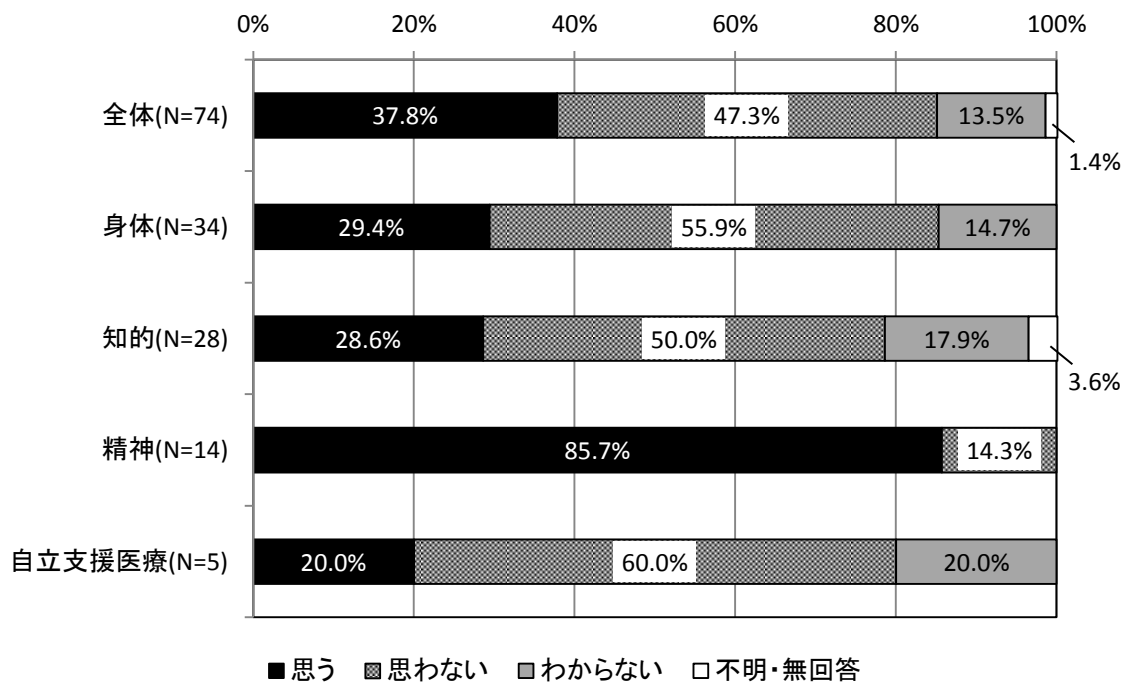
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、回答のあった集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 回答結果は小数第2位以下を四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 結果については、調査票における問1「お持ちの障害者手帳」の回答によって、それぞれの障がい種別にクロス集計をかけることで、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者をそれぞれ別々に集計しています。よって、重複する障がいがそれぞれに数えられ、集計されています。
なお、自立支援医療(精神通院)受給者は、他の障害者手帳を所持していない者の集計になります。
また、障がい種別が難病及び不明・無回答の場合は「全体」にのみ反映されるため、「身体」「知的」「精神」「自立支援医療」のそれぞれの集計対象者総数の総和と合わないことがあります。
- 集計結果における「身体」「知的」「精神」「自立支援医療」とは障がいをお持ちの方用の調査票における問1「お持ちの障害者手帳」の回答によって分類しています。身体障害者手帳をお持ちの方は「身体」、療育手帳をお持ちの方は「知的」、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は「精神」、自立支援医療(精神通院)受給者証をお持ちの方は「自立支援医療」と表記しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 不明・無回答が60.0%以上あった設問は、不明・無回答を除いて集計を行っています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが煩雑になる場合は省略しています。

(3) 調査結果の概要

①一般就労意向の有無【障がい者対象調査】

一般就労したいと思うかについて、全体では「思わない」が47.3%で最も高くなっています。次いで「思う」が37.8%となっています。

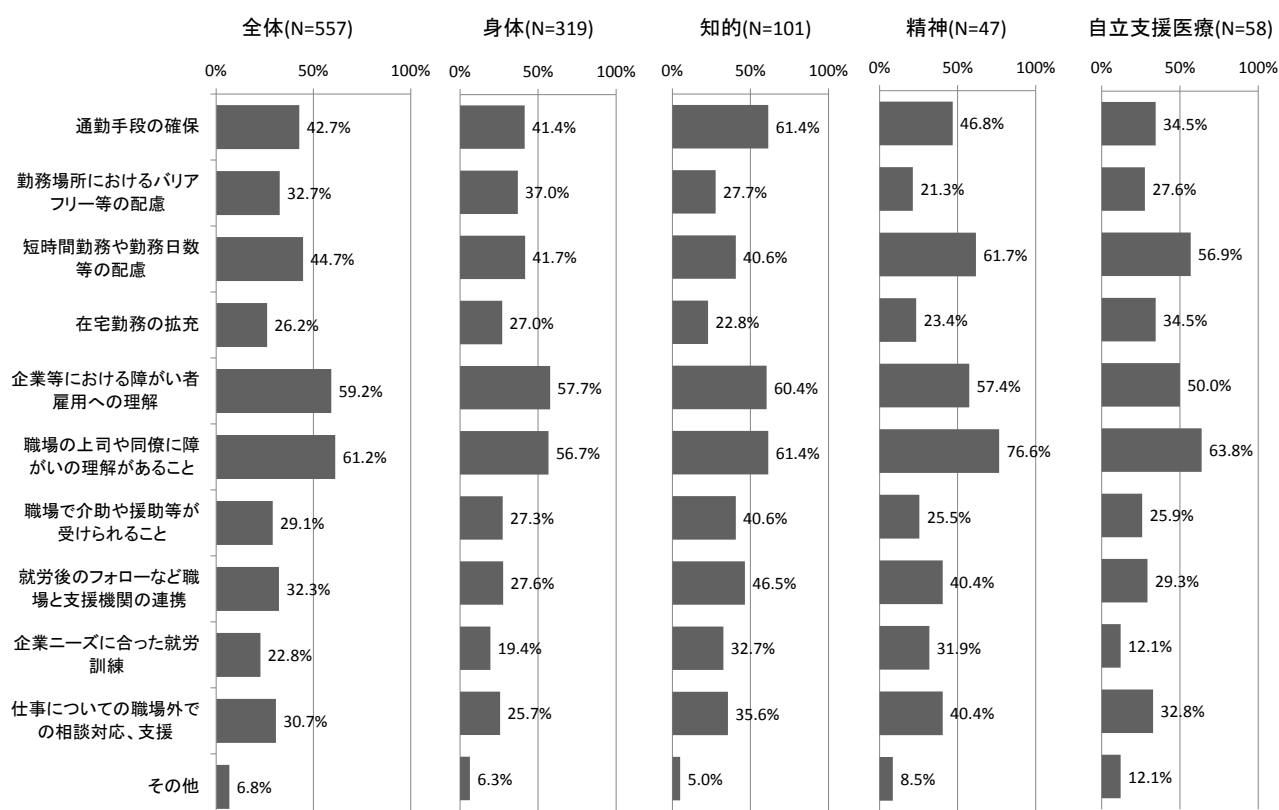
所持手帳別にみると、身体、知的、自立支援医療ともに「思わない」が最も高く、それぞれ55.9%、50.0%、60.0%となっています。精神では「思う」が85.7%で最も高くなっています。



②障がい者への就労支援として必要だと思うもの【障がい者対象調査】

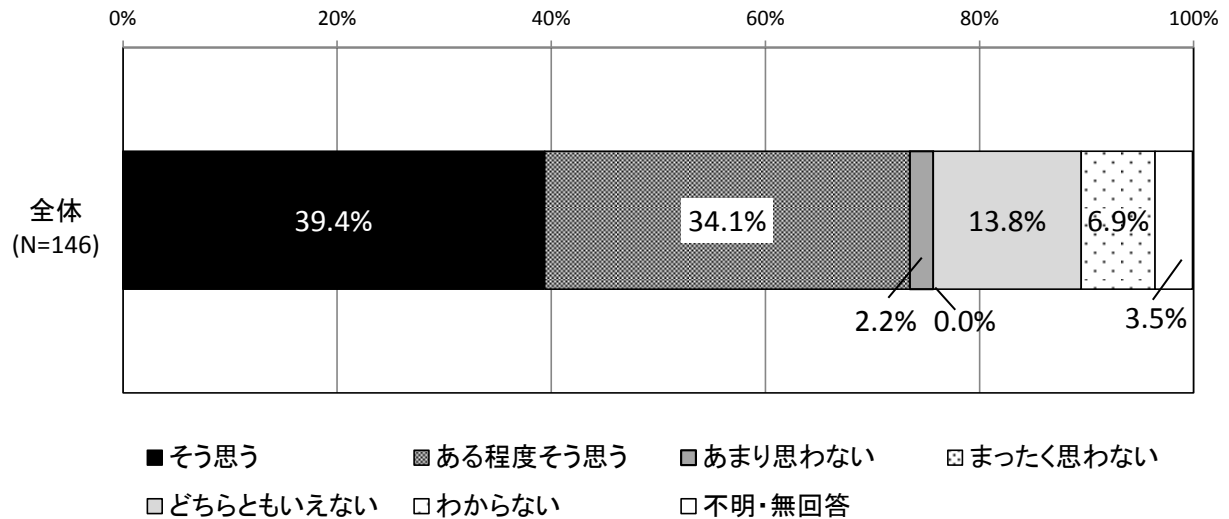
障がい者に必要と思う就労支援についてみると、全体では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が61.2%で最も高くなっています。次いで「企業等における障がい者雇用への理解」が59.2%となっています。

所持手帳別にみると、身体では「企業等における障がい者雇用への理解」が最も高く、57.7%となっています。知的では「通勤手段の確保」と「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」がともに61.4%で最も高くなっています。精神、自立支援医療では「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」がそれぞれ76.6%、63.8%となっています。



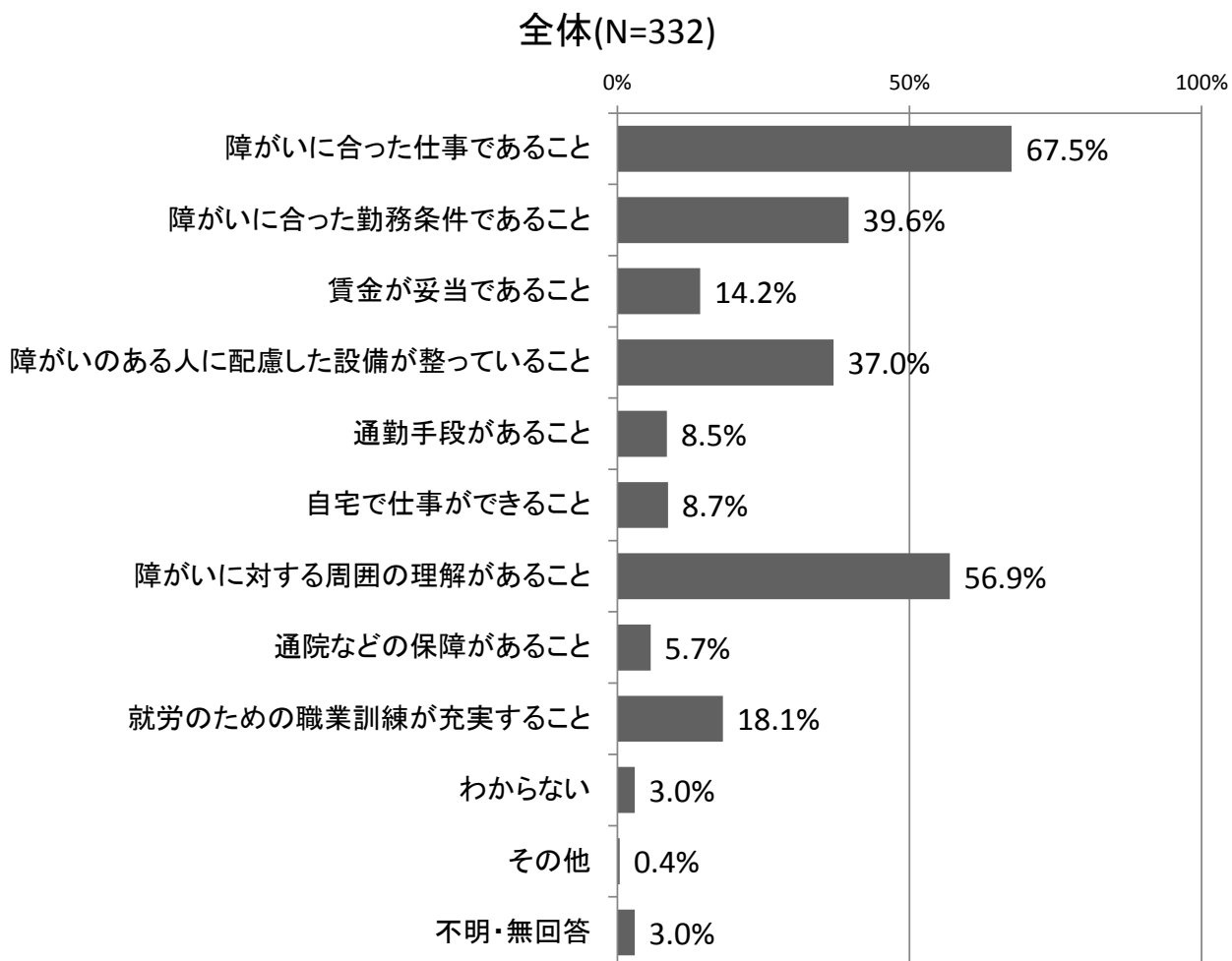
③障がい者がもっと雇用されるべきだと思うか【一般市民対象調査】

障がい者がもっと雇用されるべきかということについてみると、「そう思う」が 39.4%で最も高く、次いで「ある程度そう思う」が 34.1%、「どちらともいえない」が 13.8%となっています。



④障がい者が働くために必要なこと【一般市民対象調査】

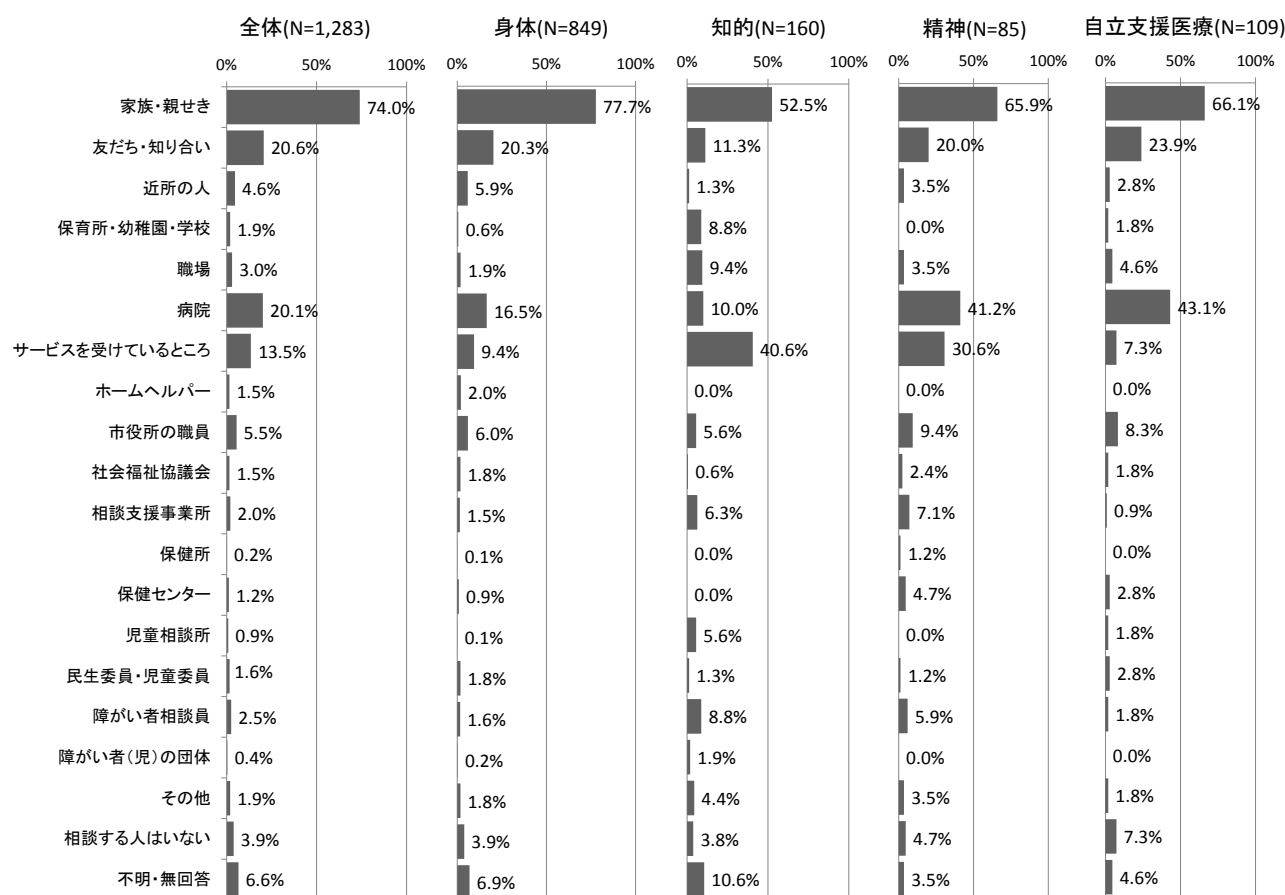
障がい者が働くために必要なことについてみると、「障がいにあった仕事であること」が67.5%で最も高く、次いで「障がいに対する周囲の理解があること」が56.9%、「障がいにあった勤務条件であること」が39.6%となっています。



⑤悩みや困りごとを相談する人・場所【障がい者対象調査】

悩みや困りごとを相談する人・場所についてみると、全体では「家族・親せき」が74.0%で最も高くなっています。

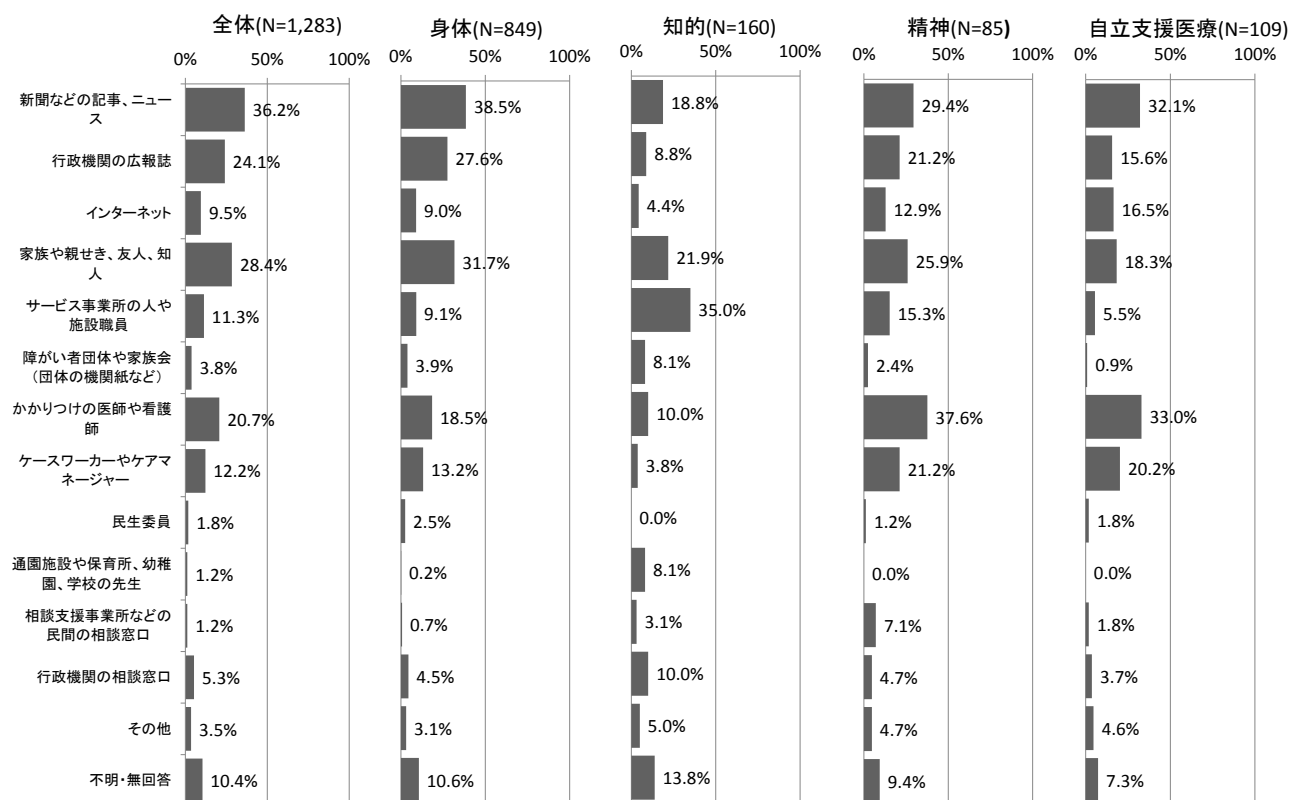
所持手帳別にみると、すべての障がい種別において「家族・親せき」が最も高く、それぞれ身体が77.7%、知的が52.5%、精神が65.9%、自立支援医療が66.1%となっています。なお、知的では「サービスを受けているところ」が40.6%、精神、自立支援医療では「病院」がそれぞれ41.2%、43.1%と、他より高くなっています。



⑥障がいや福祉サービスについての情報を取得する先【障がい者対象調査】

情報の取得先についてみると、全体では「新聞等の記事、ニュース」が36.2%で最も高くなっています。次いで「家族や親せき、友人、知人」が28.4%となっています。

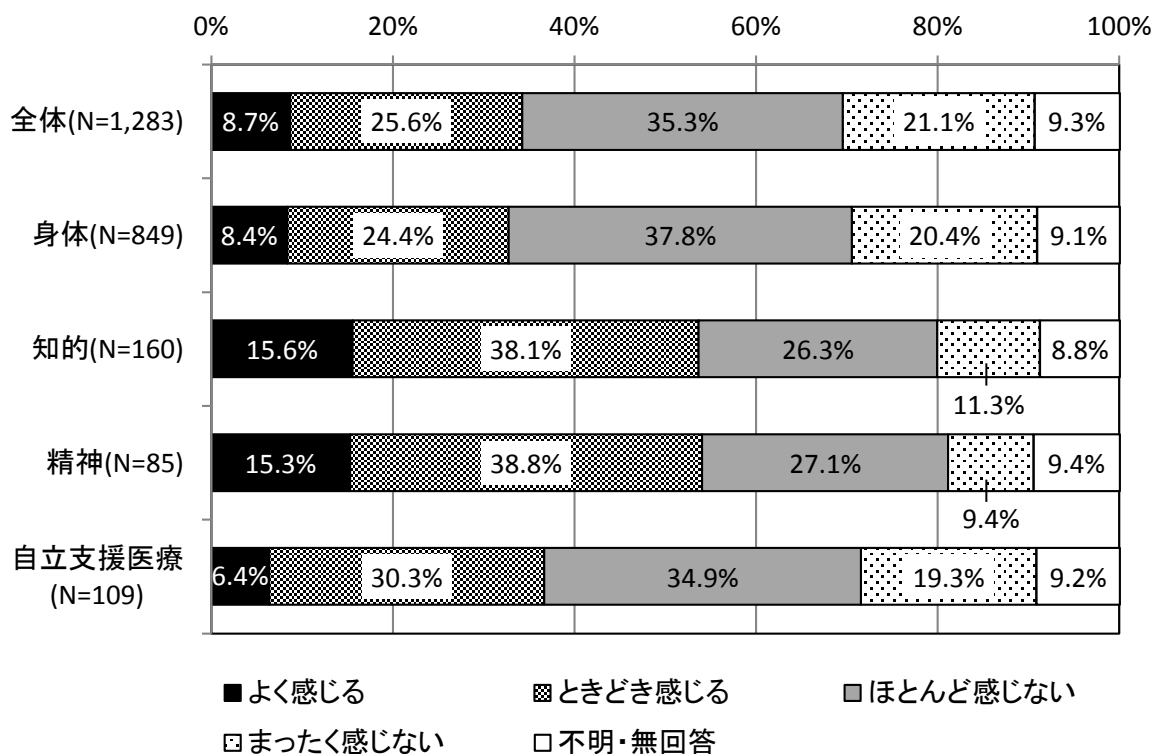
所持手帳別にみると、身体では「新聞等の記事、ニュース」が38.5%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人、知人」が31.7%となっています。知的では「サービス事業所の人や施設職員」が35.0%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人、知人」が21.9%となっています。精神、自立支援医療では「かかりつけの医師や看護師」が最も高くそれぞれ37.6%、33.0%で、次いで「新聞等の記事、ニュース」が29.4%、32.1%となっています。



⑦日常生活で差別や偏見を感じるか 【障がい者対象調査】

日常生活で差別や偏見を感じるかについてみると、全体では「ほとんど感じない」が35.3%で最も高く、次いで「ときどき感じる」が25.6%となっています。

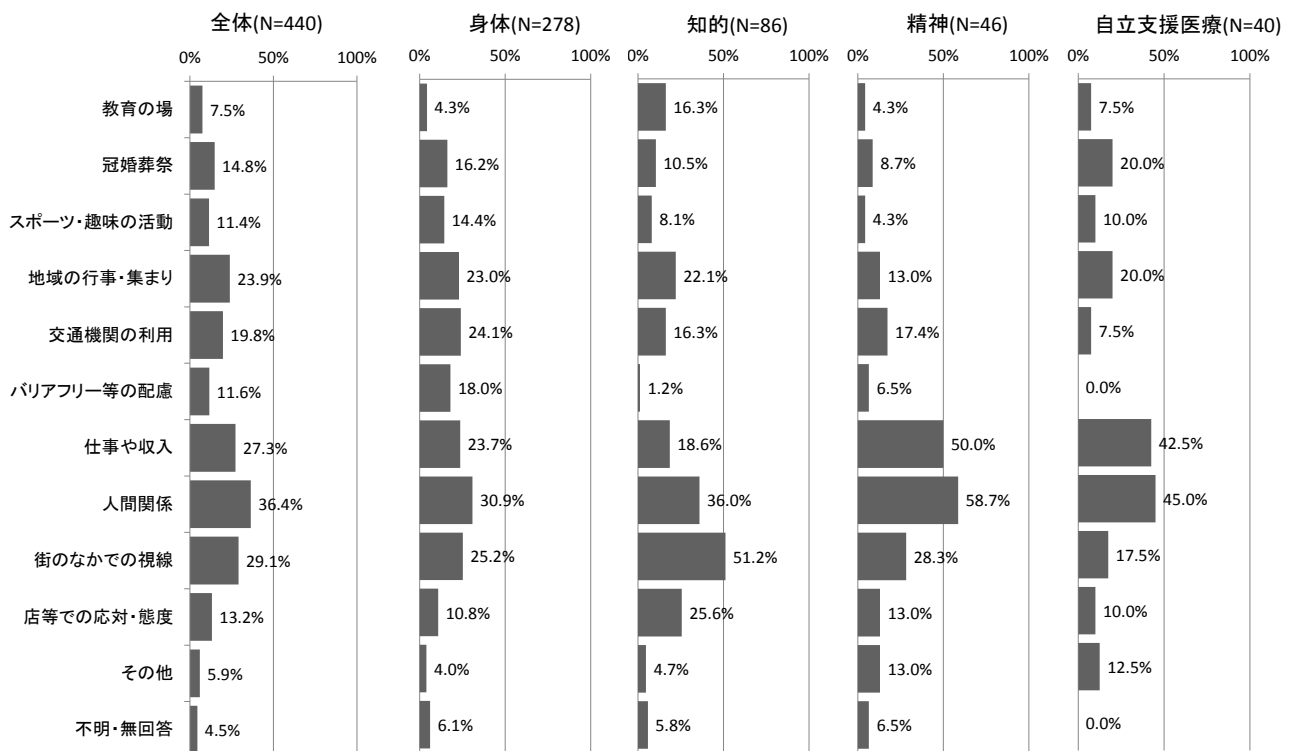
所持手帳別にみると、身体、自立支援医療では「ほとんど感じない」が37.8%、34.9%で最も高く、知的、精神では「ときどき感じる」が最も高く、それぞれ38.1%、38.8%となっています。



⑧どこで差別や偏見を感じるか【障がい者対象調査】

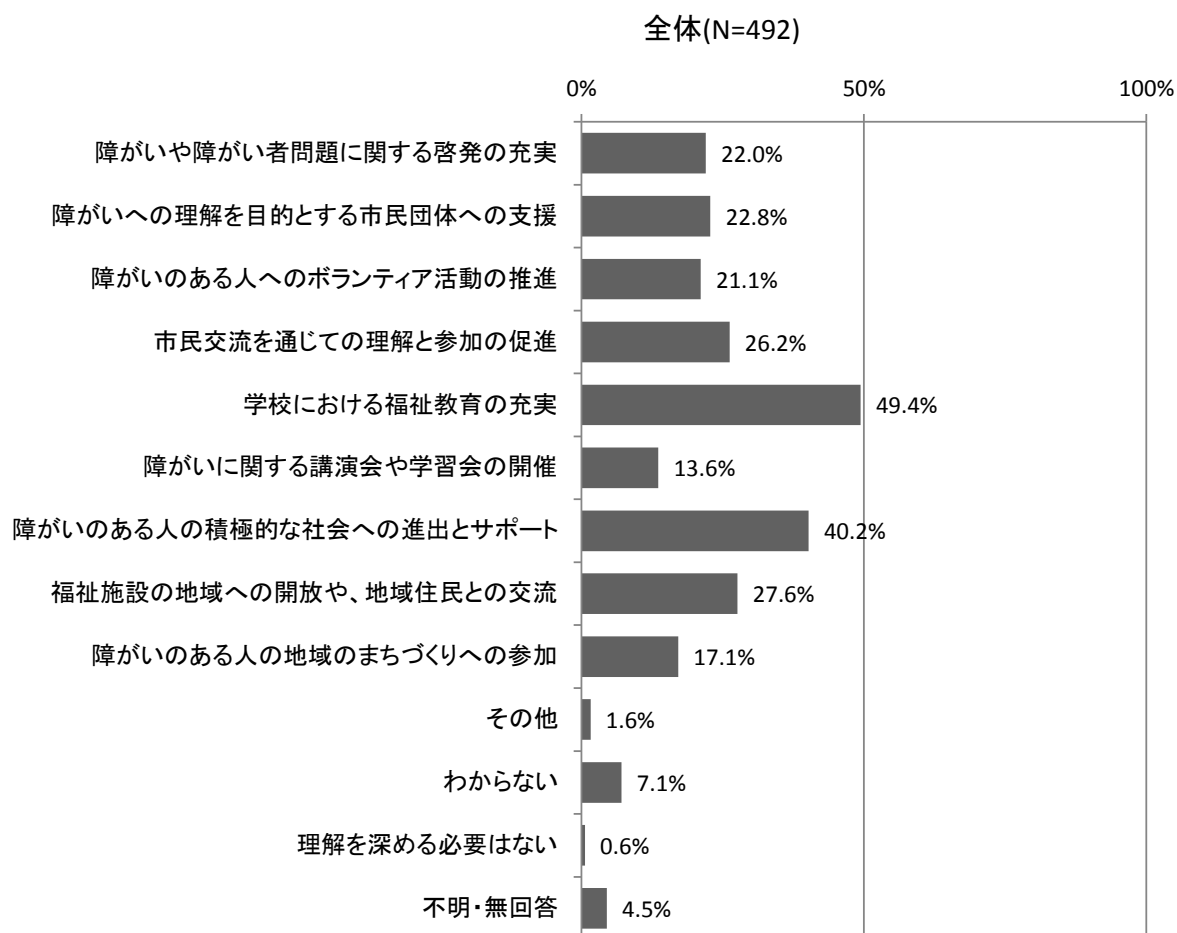
どこで差別や偏見を感じるかについてみると、全体では「人間関係」が36.4%で最も高くなっています。

所持手帳別にみると、身体、精神、自立支援医療では「人間関係」がそれぞれ30.9%、58.7%、45.0%で最も高くなっています。知的では「街のなかでの視線」が51.2%で最も高くなっています。



⑨障がい者への市民の理解を深めるのに必要なこと【一般市民対象調査】

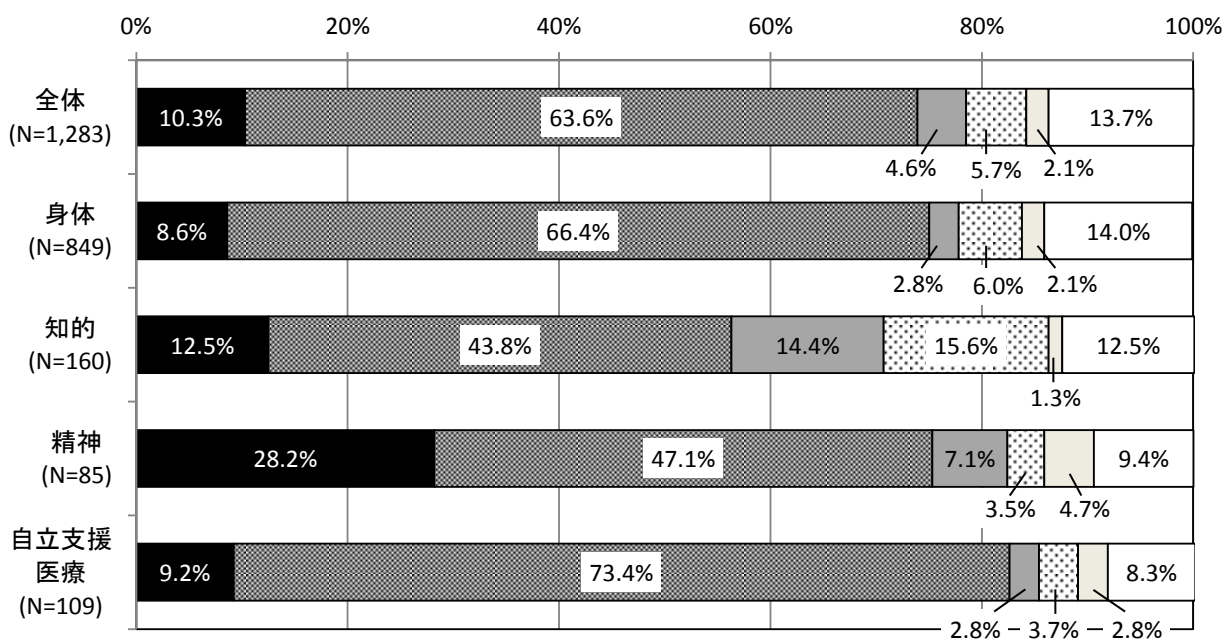
障がい者への市民の理解を深めるのに必要なことについてみると、「学校における福祉教育の充実」が49.4%で最も高く、次いで「障がいのある人の積極的な社会への進出とサポート」が40.2%となっています。



⑩今後どのように暮らしたいか【障がい者対象調査】

今後の希望する生活についてみると、全体では「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が63.6%で最も高くなっています。次いで「ひとりで暮らしたい」が10.3%となっています。

所持手帳別にみると、すべての障がい種別において「家族といっしょに自宅で暮らしたい」が最も高く、それぞれ身体が66.4%、知的が43.8%、精神が47.1%、自立支援医療が73.4%となっています。なお、精神では、次いで「ひとりで暮らしたい」が28.2%と、他の障がい種別と比べて割合が高くなっています。

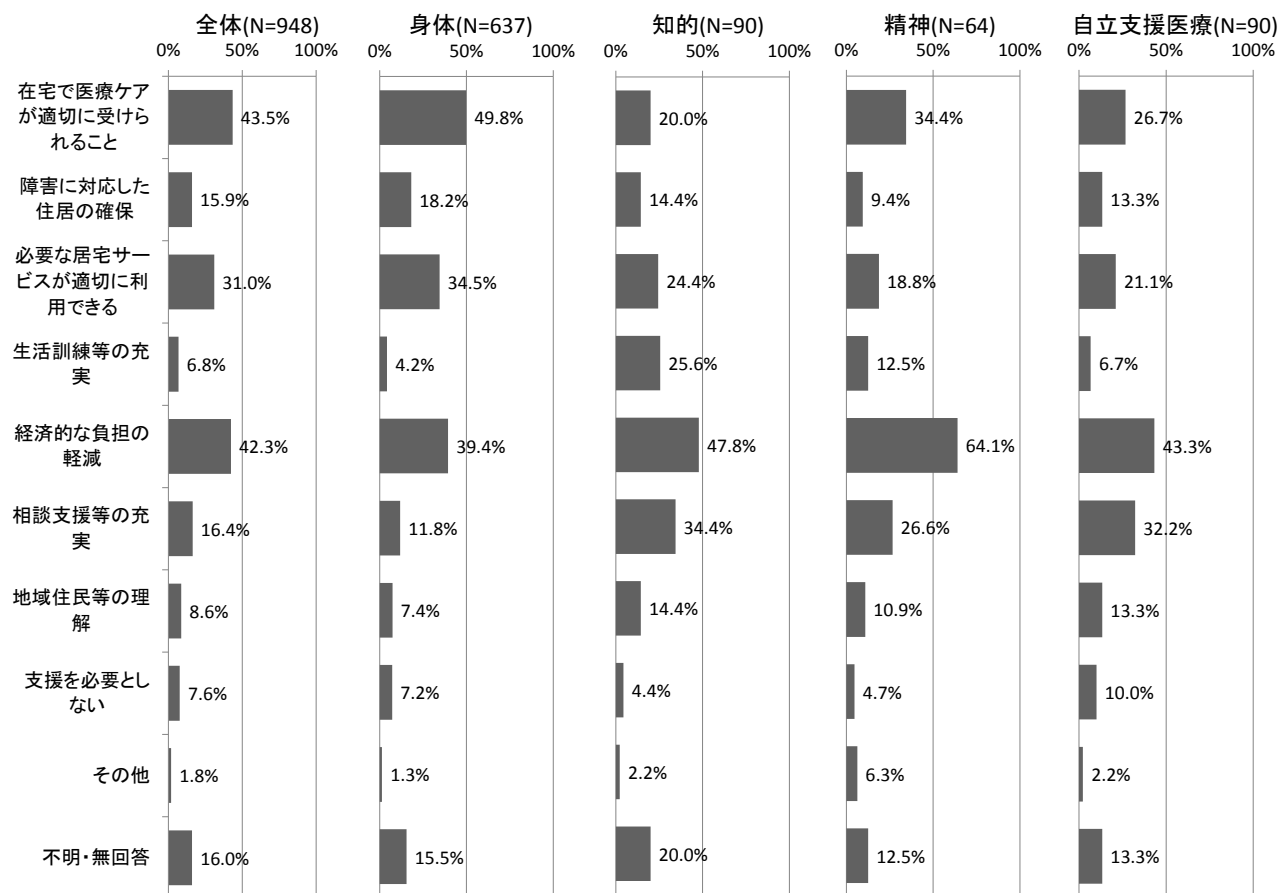


- ひとりで暮らしたい
- 家族といっしょに自宅で暮らしたい
- 専門の職員がいて共同生活ができるグループホームなどを利用したい
- 障害者支援施設(入所)を利用したい
- その他
- 不明・無回答

⑪在宅で暮らす際、どのような支援があったらいいか【障がい者対象調査】

在宅で暮らすために必要な支援についてみると、全体では「在宅で医療ケアが適切に受けられること」が43.5%で最も高くなっています。次いで「経済的な負担の軽減」が42.3%となっています。

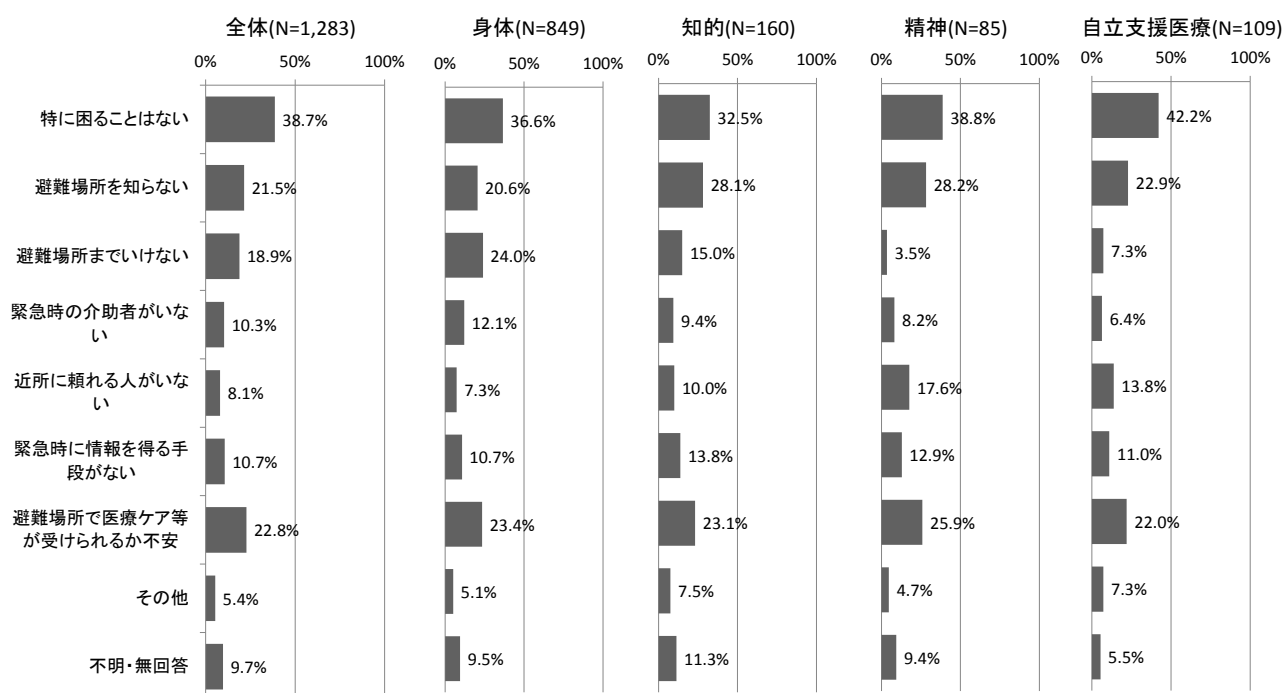
所持手帳別にみると、身体で「在宅で医療ケアが適切に受けられること」が最も高く49.8%、また、知的、精神、自立支援医療では「経済的な負担の軽減」が最も高く、それぞれ47.8%、64.1%、43.3%となっています。



⑫災害の時に困ること【障がい者対象調査】

災害の時に困ることとして、全体では「特に困ることはない」が38.7%で最も高くなっています。次いで「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」が22.8%となっています。

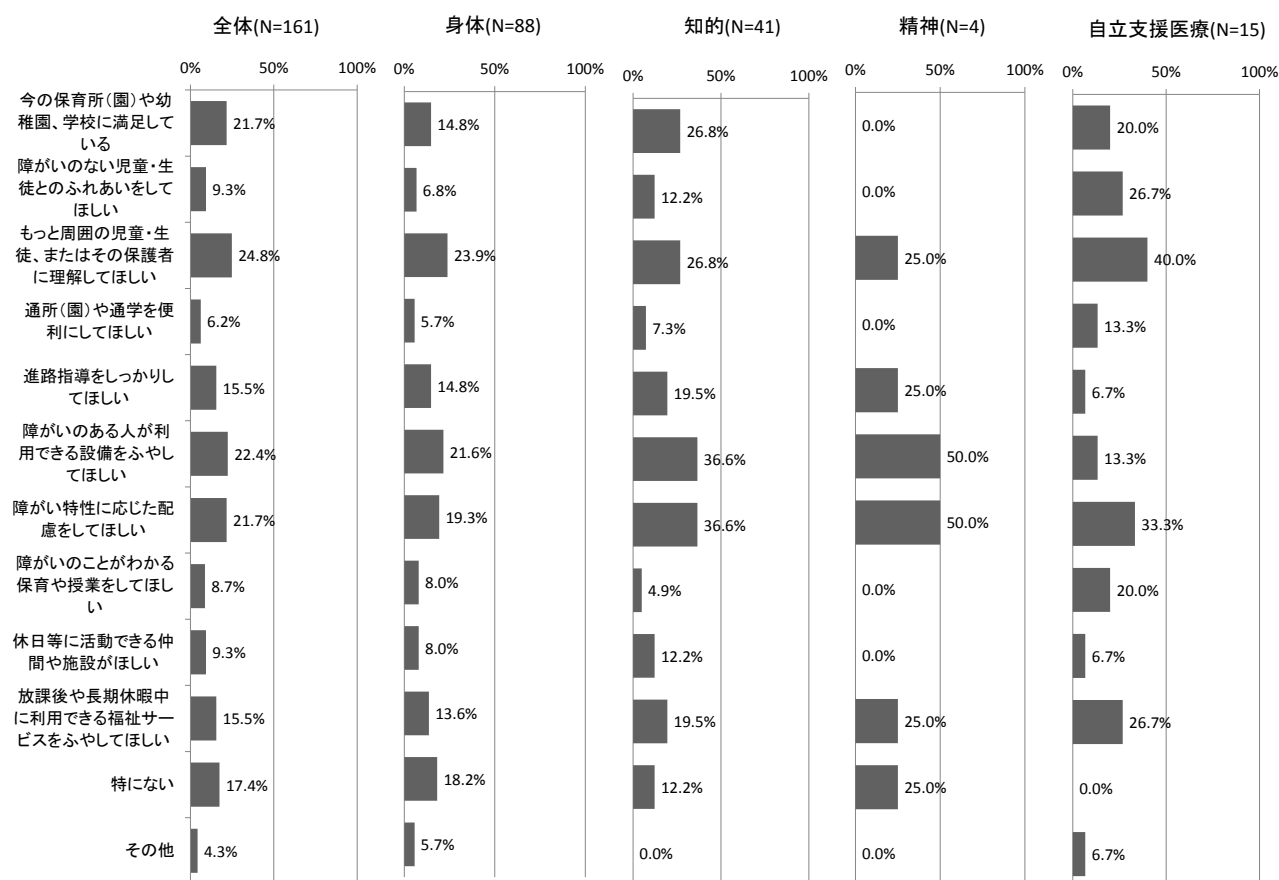
所持手帳別にみると、すべての障がい種別において「特に困ることはない」が最も高く、それぞれ身体が36.6%、知的が32.5%、精神が38.8%、自立支援医療が42.2%となっています。次いで、身体では「避難場所まで行けない」が24.0%で、知的、精神、自立支援医療では「避難場所を知らない」がそれぞれ、28.1%、28.2%、22.9%となっています。



⑬保育や教育に今後必要なこと 【障がい者対象調査】

保育や教育に今後必要なことについてみると、全体では「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」が24.8%で最も高くなっています。

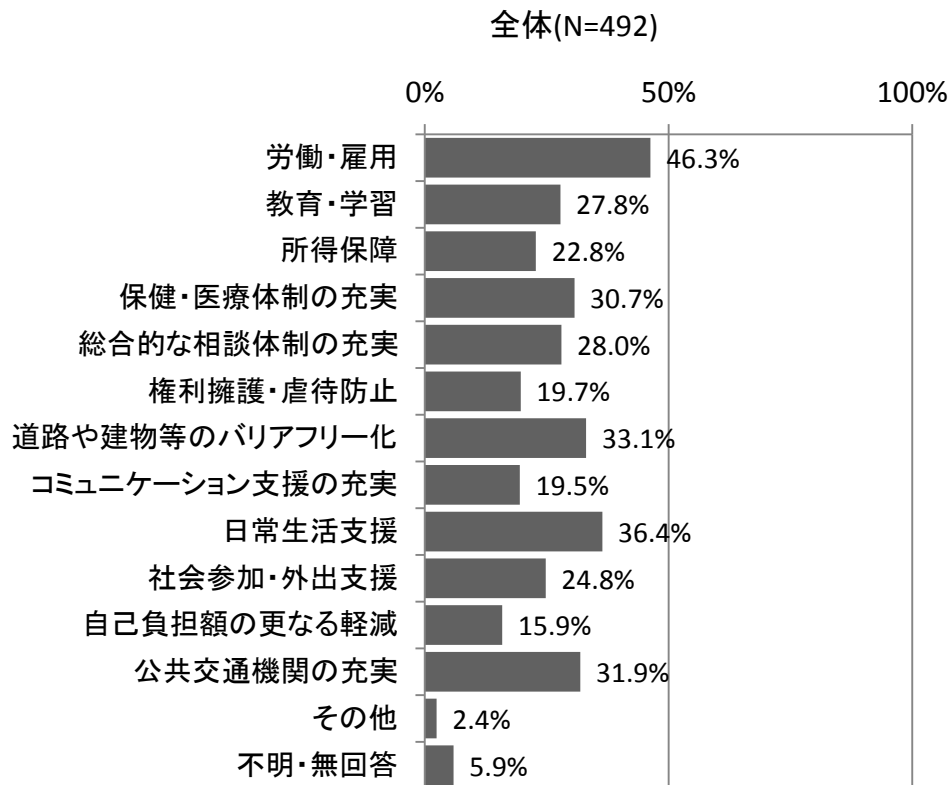
所持手帳別にみると、身体、自立支援医療ともに「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」が最も高く、それぞれ23.9%、40.0%となっています。知的、精神では、ともに「障がいのある人が利用できる設備をふやしてほしい」と「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」がそれぞれ36.6%、50.0%となっています。



注) 不明・無回答を除いて集計しています。

⑭障がい者が暮らしやすいまちになるために取り組むべきこと【一般市民対象調査】

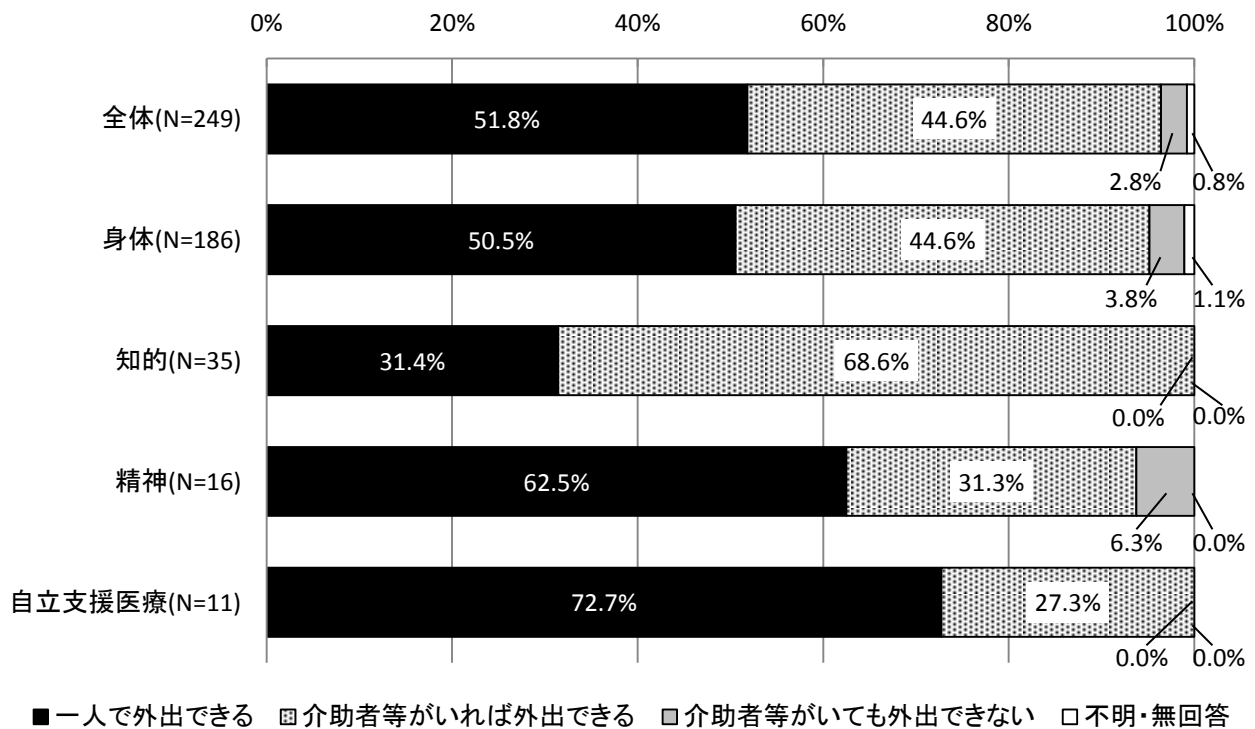
障がい者が暮らしやすいまちになるために取り組むべきことについてみると、「労働・雇用」が46.3%で最も高く、次いで「日常生活支援」が36.4%、「道路や建築物等のバリアフリー化」が33.1%、「公共交通機関の充実」が31.9%となっています。



⑮移動支援を今後利用したい人のうち、一人で外出できるか【障がい者対象調査】

移動支援を今後利用したい人のうち、一人で外出できるかどうかについてみると、全体では「一人で外出できる」が51.8%、次いで「介助者等がいれば外出できる」が44.6%となっています。

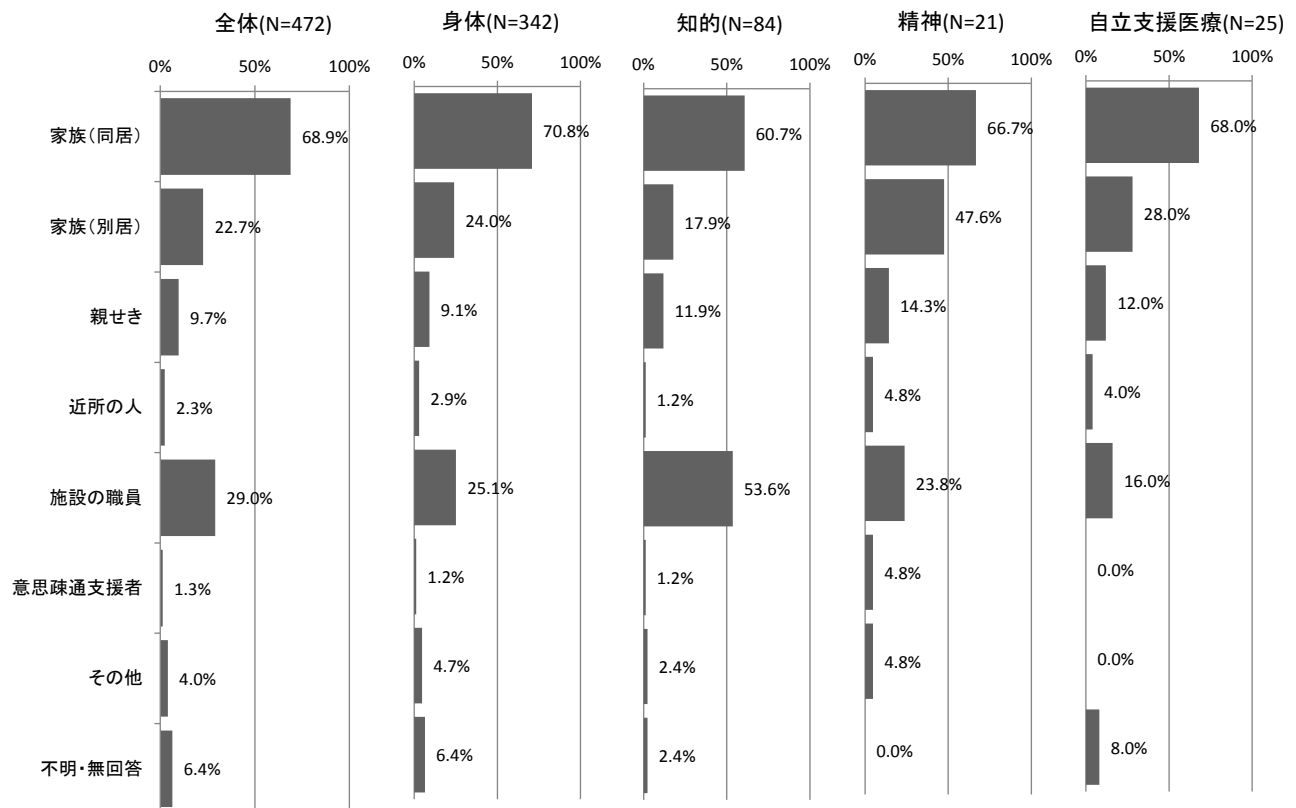
所持手帳別にみると、身体、精神、自立支援医療では「一人で外出できる」が最も高く、それぞれ50.5%、62.5%、72.7%となっています。知的では「介助者等がいれば外出できる」が68.6%で最も高くなっています。



⑩移動支援を今後利用したい人のうち、同伴者や必要な支援者は誰か【障がい者対象調査】

移動支援を今後利用したい人のうち、同伴者や必要な支援者は誰かについてみると、全体では「家族(同居)」が86.2%となっています。

所持手帳別についてみると、身体、知的、精神では「家族(同居)」が最も多く、それぞれ85.2%、87.5%、66.7%となっています。自立支援医療では「家族(別居)」が100.0%で最も高くなっています。



注) 不明・無回答を除いて集計しています。

(4) 調査結果の整理

① 障がい者の就労・雇用について

障がい者が、希望と生きがいを持って生活を送るためには、就労による積極的な社会参加が必要不可欠です。そのためには、障がい者に対する就労支援の充実や、企業への障がい者に対する正しい理解が求められています。

P18 のアンケートの結果でも、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「企業等における障がい者雇用への理解」が多くみられます。

自由記入意見では、次のような意見があげられています。

■就労に関する自由記入意見(抜粋)

- 就労支援を必要としている方がたくさんいると思うので、今後いろんな支援を充実してほしいです。
- 企業等が理解する社会とはあるが、現実的には人は他に探せばいる!!と考えているのが現状。
- 必要な人に仕事や収入、生活の補助の充実が公平にできるようにお願いします。
- 軽度の障がいでも就職が困難なことがあります。その点理解してほしい。
- 障がい者の雇用率を上げるため、事業者への理解促進とそのためのPRが必要。

○：障がい者対象調査 ●：一般市民対象調査

② 相談・福祉情報について

日常生活の相談相手として「家族・親せき」が中心ですが、知的では「サービスを受けているところ」、精神では「病院」も多くあげられています。

それに伴って、福祉に関する情報の入手先は「新聞等の記事、ニュース」に次いで「家族・親せき」が多くみられます。一方で、情報をどこで得てよいかわからない方も多く、市役所に対して、積極的な福祉情報の提供が求められています。

自由記入意見では、次のような意見があげられています。

■相談・福祉情報に関する自由記入意見(抜粋)

- 福祉サービスについて、こちらから問わないと教えてくれません。事前にどのようなサービスがあるか知らせてほしいです。
- さくら市内で放送があったとき、聾者に対してFAXや回覧板のような特別な方法で知らせていただければと思っています。
- 市で行っている支援やサービスなど該当するものなどを市役所に行ったときに教えてもらえたらいいと思います。障がいの程度によって利用できる制度が変わるので、知らずにいる場合が多いのでぜひお願いしたい。
- 地区の民生委員さんが月1回必ず来て様子を聞いてくれるのでとてもうれしいです。
- さくら市に合併する前は地域の民生委員が時々訪ねてきて下さったが、合併してからは地域に民生委員がいるのもどうかかわからず何の相談もできない。

○：障がい者対象調査

③ 障がいに対する啓発や交流活動について

障がい者が尊厳を持って生活するためには、周囲の人たちがその障がいについて理解することと、交流をする機会を増やすことが必要です。

障がい者からも、一般市民からも、障がいについての啓発の必要性や、交流する機会を増やすことについて、多くの意見があがっています。

自由記入意見では、次のような意見があげられています。

■障がいに対する啓発や交流活動についての自由回答(抜粋)

- さくら市は障がい児(者)に対する理解が低く、そういった人達が安心して過ごせる場所が少ないように思います。災害等が起きた時環境の変化が苦手な自閉症の人たちが避難所等に行けばパニックを起こしたりして周囲に迷惑をかけたたり嫌がられたりすると思いますしその時は家に残るしかないと思います。
- 障がい者についての理解や支援はまだ完全ではなく、より住みやすく生活しやすい社会になることを希望します。
- 障がいに対する知識がないと安易にかかわることができない。子どもを持つ親の立場としては障がいのある人と共存していくことを自ら行動して教えていきたい。
- 発達障がいについて理解していない人が多い。講演や勉強会、啓発活動に力を入れていただきたいです。
- 障がいの有無にかかわらず、よく知らない人とは関わりたいと思いません。住民が相互に知り合える機会作りが必要と思います。

○：障がい者対象調査 ●：一般市民対象調査

④ 福祉サービスの充実について

障がい者やその家族が地域での生活を継続していくために、福祉サービスの充実は必要不可欠です。

障がい者からは受け入れ施設の充実を求める意見が多くあがっています。また、障がい者からも、一般市民からも、同じ趣味で集まれる場の充実や、障がい者との交流の場や機会のさらなる充実が求められています。

自由記入意見では、次のような意見があげられています。

■福祉サービスの充実について

- 通所施設が休みの日など知的障がいを持つ子どもが安心して過ごせる場所がほしい。
- 気軽にグループホームなどに行けるところがあるといい。
- 趣味の合うものが集える場所がほしい。
- 高齢者や障がい者が利用できる福祉向けの循環バスが走るとよい。
- 話し相手、コミュニケーション等による心のケアが大切。

○：障がい者対象調査 ●：一般市民対象調査

⑤ 移動支援の充実について

さくら市において、通院や買い物には車での移動が必要不可欠です。現在、福祉バスや乗合タクシーの運行、タクシー券の発行等を行っていますが、通院等による外出頻度を考慮すると、さらなる移動支援の手厚い補助が必要とされています。

また、移動に際して、同居家族が主に介助しているため、心身の負担のみならず、家族の就労にも少なからず影響を与えていることがうかがえます。

自由記入意見では、次のような意見があげられています。

■移動支援の充実について

- 毎日通院し、治療をしています。片道は子どもに送ってもらいますが、帰りはどうしてもタクシーを利用しなければなりません。市からのタクシー券ではとても足りません。
- 通学までのバスの利用があれば便利です。朝いつも、母親が送り、帰りは祖母が迎えます。雨が降っていると迎えに行けないことが多々あり正社員になると迎えに行けません。バスがあると親として便利で安心して仕事ができます。
- 現在は車の運転ができるので、ほとんど不便を感じないが、いずれ運転ができなくなって生活に不便を感じる時がくることを思うと、福祉タクシーの充実を切に願います。
- 車が必要な地域であるにもかかわらず、バス等がなくなった。道が狭いことを考え、タクシー会社との連携でタクシーチケット（フリーパス）等が必要。

○：障がい者対象調査 ●：一般市民対象調査

3. 障害福祉サービス等の提供状況

注) 平成 26 年度における実績値(見込み)は平成 26 年 8 月時点での見込み値です。

(1) 訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい者や精神障がい者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供 (代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

訪問系サービスをみると、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、利用時間・人数ともに計画値よりも実績値の方が多くなっています。

■訪問系サービスの利用実績

サービス名		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	80	196	90	217	100	186
	人/月	8	13	9	11	10	13

(2) 日中活動系サービス

■内容

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、主に昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型=雇成型・B型=非雇成型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

日中活動系サービスをみると、「生活介護」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労継続支援（B型）」の利用日数において、平成24年度から平成26年度にかけて、計画値を上回っています。また、平成26年度では、「短期入所」及び「療養介護」の利用人数を除くすべてのサービスで計画値を上回る見込みです。

■日中活動系サービスの利用実績

サービス名		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
生活介護	人日/月	1,100	1,726	1,200	1,549	1,250	1,690
	人/月	55	88	57	85	60	85
自立訓練（機能訓練）	人日/月	-	20	-	8	-	0
	人/月	-	1	-	1	-	0
自立訓練（生活訓練）	人日/月	40	106	40	157	40	167
	人/月	5	6	5	7	5	8
就労移行支援	人日/月	180	99	180	98	180	195
	人/月	10	5	10	6	10	11
就労継続支援（A型）	人日/月	160	102	170	221	180	295
	人/月	8	5	9	11	10	14
就労継続支援（B型）	人日/月	650	682	670	756	700	842
	人/月	38	40	40	43	42	46
療養介護	人/月	1	1	1	1	1	1
短期入所	人日/月	110	45	120	105	120	170
	人/月	20	7	20	9	20	14

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。平成 26 年度から、柔軟なケアができるよう、共同生活介護（ケアホーム）が統合されました。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

居住系サービスをみると、いずれの年においても、「共同生活援助・共同生活介護」、「施設入所」ともに概ね計画値通りとなっています。

■居住系サービスの利用実績

単位（人／月）

サービス名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
共同生活援助 共同生活介護	23	25	25	23	25	26
施設入所支援	50	51	50	52	50	51

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の課題の解決や適切なサービス利用のため、 <u>サービス等利用計画</u> ※の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容のモニタリング（見直し）も行います。
地域相談支援	障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるようにするとともに、入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がい者に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

「※」資料編に用語説明記載有

特定相談支援事業・障害児相談支援事業において、平成 24 年 4 月から利用計画作成が原則となり、利用計画を作成してから支給決定という流れに変更になりました。

「計画相談支援」は、平成 24 年度から原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する人について、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画の作成(指定特定相談支援事業者が作成する計画に代えて、セルフプラン*を作成することも可)が必要となる等、対象者の拡大が図られました。

実績をみると、計画移行における準備が伴わなかったため、平成 24 年度で 1 人、平成 25 年度では 3 人と計画値を大幅に下回りました。平成 26 年度においても計画値を下回る見込みであるものの、年々増加傾向にあります。

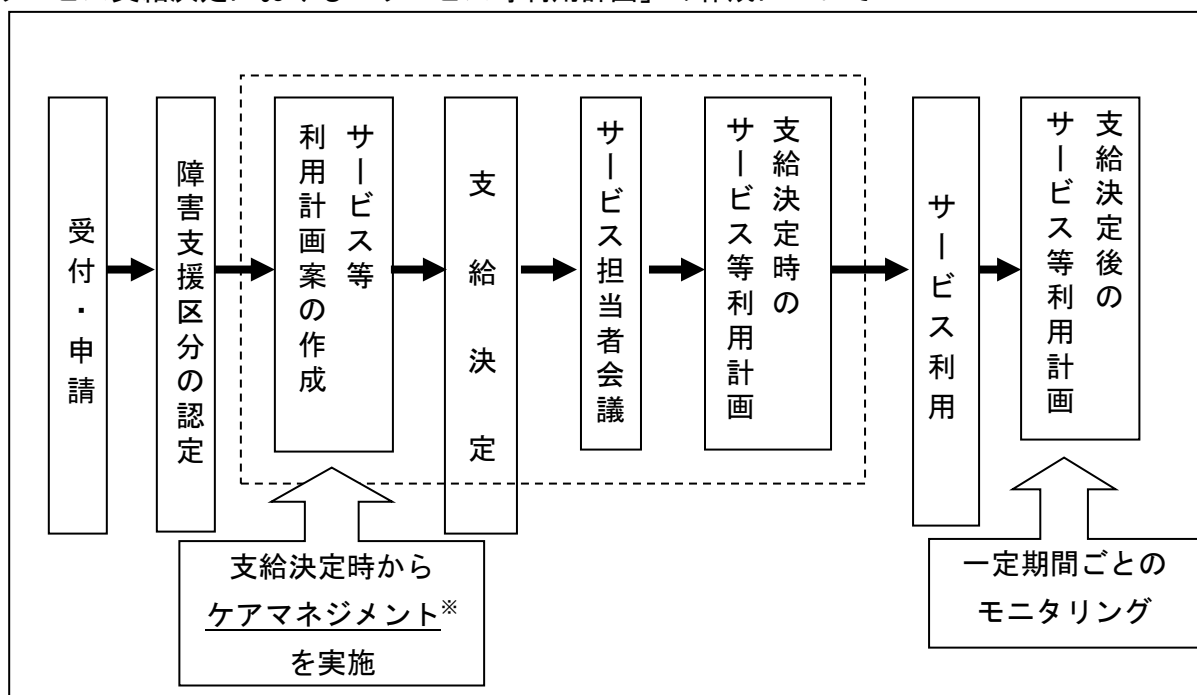
平成 24 年度から「地域移行支援」、「地域定着支援」が個別給付化*されましたが、実績は平成 24 年度では「地域移行支援」、「地域定着支援」がともに 0 人、平成 25 年度、平成 26 年度でそれぞれ「地域移行支援」が 1 人、「地域定着支援」が 0 人となっています。

■相談支援サービスの利用実績

単位 (人/月)

サービス名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
計画相談支援	20	1	30	3	40	20
地域移行支援	1	0	1	1	2	1
地域定着支援	1	0	1	0	2	0

■サービス支給決定における「サービス等利用計画」の作成について



「※」資料編に用語説明記載有

(5) 地域生活支援事業(必須事業)

① 相談支援事業

■ 内容

事業名	内容
障害者相談支援事業	障がい者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護*のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援機能を強化するため、相談支援機関に社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の障がい者の相談や支援を行う専門職員を配置します。
住居入所等支援事業	公営住宅や民間の賃貸住宅に入居が困難な知的障がい者、精神障がい者を支援するもので、入居への支援や家主等への相談・助言等を行います。

「障害者相談支援事業」は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、計画値通りの実績となっています。「基幹相談支援センター」の整備については達成できていません。

■ 相談支援事業の実施実績

事業名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値(見込み)
障害者相談支援事業者数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	無	無	有	無	有	無
市町村相談支援機能強化事業	無	無	無	無	無	無
住居入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

② 成年後見制度利用支援事業

■ 内容

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度*を利用しようとする障がい者に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

「成年後見制度利用支援事業」は、平成 25 年度では計画値通りの実績でしたが、平成 26 年度では 0 人となる見込みです。

■ 成年後見制度利用支援事業の利用実績

単位 (人/年)

事業名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値(見込み)
成年後見制度利用支援事業利用者数	1	0	1	1	1	0

「※」 資料編に用語説明記載有

③意思疎通支援事業

■内容

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声、言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声、言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声、言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を市役所の窓口を設置します。

「意思疎通支援事業※」は、「手話通訳者派遣事業」についてみると、事業者数、利用者数ともに計画値を達成しています。「要約筆記者派遣事業」の件数については、事業者数、利用者数がともに0でした。

■意思疎通支援事業の利用実績

事業名		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
手話通訳者派遣事業	事業者数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	3	4	4	5	5	5
要約筆記者派遣事業	事業者数	1	0	1	0	1	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0

④日常生活用具給付等事業

■内容

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	障がい者等に、自立生活支援用具等を給付または貸与し、日常生活の便宜を図ります。
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

「日常生活用具給付等事業」についてみると、「排泄管理支援用具」は、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて増加傾向にあり、計画値を上回る見込みとなっています。

■日常生活用具給付等事業の利用実績

単位 (件)

事業名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日常生活用具給付等事業	137	618	144	696	151	711
介護・訓練支援用具	3	0	4	0	5	1
自立生活支援用具	5	5	7	4	10	4
在宅療養等支援用具	5	2	8	4	10	4
情報・意思疎通支援用具	2	4	3	2	4	2
排泄管理支援用具	120	605	120	685	120	700
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2	1	2	0

⑤移動支援事業

■内容

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、地域での自立した生活や社会参加を促進するため、外出の支援を行います。

「移動支援事業」は、平成 24 年度では、「実利用者数」、「延べ時間数」とともに計画値を上回る実績でしたが、平成 25 年度と平成 26 年度では、「実利用者数」、「延べ時間数」とともに計画値を下回る見込みとなっています。

■移動支援事業の利用実績

事業名		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
個別支援型	事業者数	3	5	3	5	3	3
	実利用者数	22	23	25	23	25	20
	延べ時間数	400	684	500	478	500	480

⑥地域活動支援センター事業

■内容

事業名	内容
地域活動支援センター事業	障がい者等に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
基礎的事業	地域活動支援センターで、障がい者等に創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業Ⅰ型	専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発を行います。
機能強化事業Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等サービスを実施します。
機能強化事業Ⅲ型	地域の障がい者団体等が運営する小規模作業所、共同作業所の実績が5年以上あり、自立支援給付の事業所に併設しているもの。

平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、「地域活動支援センター基礎的事業」と「地域活動支援センター機能強化事業」における実績はありませんでした。

■地域活動支援センター事業の利用実績

事業名		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
地域活動支援センター 基礎的事業	か所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
地域活動支援センター 機能強化事業	人/年	0	0	10	0	10	0

(6)地域生活支援事業(任意事業)

①福祉ホーム事業

■内容

事業名	内容
福祉ホーム事業	住居を求めている障がい者等が、低額な料金で居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。

「福祉ホーム事業」の利用実績についてみると、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、計画値を満たしています。特に平成 24 年度と平成 25 年度の利用者数においては、計画値を上回る実績となっています。

■福祉ホーム事業の利用実績

事業名		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
福祉ホーム事業	事業者数	1	1	1	1	1	1
	人/月	7	9	7	8	8	8

②日中一時支援事業

■内容

事業名	内容
日中一時支援事業	日中の活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、支援します。

「日中一時支援事業」についてみると、平成 24 年度と平成 25 年度において、事業者数については計画値通りの実績でしたが、平成 26 年度では、事業者数は計画値を上回る見込みです。一方で、いずれの年度においても利用人数は計画値を下回っています。

■日中一時支援事業の利用実績

事業名		平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
日中一時支援事業	事業者数	11	11	11	11	11	12
	人/月	60	31	65	28	70	29

(7)障がい児への支援

平成 24 年 4 月から、これまで児童福祉法と障害者自立支援法に混在し、障がい種別ごとに分かれていた施設や事業の体系が、児童福祉法を根拠とする通所・入所の利用形態による分類に整理されました。

障害者自立支援法において提供されていた「児童デイサービス」の利用者は、児童福祉法に基づいて提供される、就学前の障がい児を対象とした「児童発達支援」と、学校に通っている障がい児を対象とした「放課後等デイサービス」に移行することとなりました。

■内容

サービス名		内容
障害児通所支援	児童発達支援	就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練や医療的ケアが必要な就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がい児の放課後等の居場所を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児（利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援		上記4つのサービスのいずれかを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画 [*] を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

第3期障がい福祉計画では、障がい児への支援についてのサービス量の見込みはありませんでしたので、計画値と実績値の対比はできません。

放課後等デイサービスについてみると、利用時間、利用者数のいずれも増加傾向にあります。

■障害児通所支援及び障害児相談支援の利用実績

サービス名		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
障害児通所支援	児童発達支援	人日/月	70	80	55
		人/月	9	11	11
障害児通所支援	医療型児童発達支援	人日/月	0	0	1
		人/月	0	0	1
障害児通所支援	放課後等デイサービス	人日/月	20	30	36
		人/月	3	4	4
障害児通所支援	保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
障害児相談支援		人/月	0	8	5

「※」資料編に用語説明記載有

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

障がい者の人権が守られ、障がいの有無にかかわらず、だれもが住み慣れた地域や家庭でともに安心して生活ができる社会を築くためには、何よりもまず障がい者に対する差別や偏見が解消されなくてはなりません。そのためには、すべての市民が障がいや障がい者に対する正しい知識を持ち、理解をすることが必要です。

前回計画に引き続き、ライフステージ※のすべての段階において「人間らしく生きる権利の回復」を目指す「リハビリテーション」の理念と、「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、活動する社会」を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人が、障がいのない人と同様に、普通の生活ができる社会を目指します。

また、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、積極的な社会参加を行う中で、ともに助け合い支え合う「共生のまち」を目指します。

2. 基本目標

『互いを思いやる ひとにやさしい

地域でともに暮らせる 健康福祉のまちづくり』

障がいのある人もない人もともに地域で生活する仲間としてお互いの違いを認め合い、個人として人権を尊重し、自己選択と自己決定を行うことのできるよう、対等な関係のもとで協働※によるまちづくりを進め、共生の地域社会の実現を目指すことは、市民共通の願いです。そのために、私たちはお互いを思いやり、人にやさしく支え合いながら、生涯を通じて健康で安心した生活を送ることができるよう、支援するための環境づくりに努めるとともに、自らの意思に基づいて積極的な社会参加ができるよう基本目標を設定しました。

3. 基本方針

基本理念に基づき、基本目標を実現するため、次の基本方針により取り組みを進めます。

(1) 就業による自立を支援する雇用の促進

障がい者が生きがいを感じながら生活を送るようになるためには、働くことで収入を得て、社会の一員として自立することへの支援が必要です。

そのために、就労支援をはじめとするサービスを周知・充実させ、一人ひとりの希望に沿った日中活動を効果的に進めていきます。障がい者の「働きたい」という意欲を引き出し、能力や適性に応じて働くことができるよう、障害福祉サービスの提供事業所をはじめ、民間企業や関係機関との連携を図りながら、様々な就労支援の充実に向けた支援体制の構築に努めます。

(2) 情報の提供と相談の充実

障がい者やその家族が地域で生活していくためには、必要とされている各種のサービスを適切に利用できることが大切です。そのため、市広報紙やホームページへの掲載、関係機関への情報提供等により、制度やサービスに関する周知啓発や積極的な情報発信に努めます。

また、相談支援事業所との連携を密にし、一人ひとりのニーズに沿った支援の提供につなげるためのきめ細やかな相談支援体制の構築を推進します。

さらに、必要に応じて複数のサービスを適切に結び付ける等、総合的かつ継続的な支援を行うために、「サービス等利用計画」や「障害児支援利用計画」の作成を促進し、障がい者のサービス利用を支援します。

(3) 安心した日常生活を送るための啓発活動の充実

障がい者が安心して一般の社会の中で日常生活が送れるように、人権啓発の推進、障がい者や難病に関する理解の促進に努めます。

また、講演会等を通して地域住民への理解を求めるとともに、関係機関との連携を強め、障がい者や難病への正しい理解が定着するように努めます。

さらに、成年後見制度の利用や障害者虐待防止法の適切な運用等、障がい者の権利擁護のための取り組みを進めていきます。

(4) 福祉サービスの充実

障がい者やその家族が地域での生活を継続していくためには、障がいの種類、程度、障がい者の年齢に応じた福祉サービスの提供が必要です。

前回計画に引き続き、サービス提供事業者と提携し、在宅での日常生活を支援するサービスや生活の場の確保への支援等、障がい者への多様な福祉サービスの充実を図ります。

4. 成果目標

本計画では、障がい者の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成 29 年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進(継続)

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上を地域生活へ移行する。 ○施設入所者数を平成 25 年度末時点から 4 %以上削減する。 ○平成 26 年度末において、第 3 期障がい福祉計画で定めた平成 26 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 29 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。
さくら市の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○地域生活移行者の増加については、国の指針である 12%以上にあたる 7 人の移行を目指します。 ○施設入所者については、国の指針である 4 %以上にあたる 3 人の削減を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時点の施設入所者 (A)	52 人	平成 25 年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	7 人	(A) のうち、平成 29 年度までに地域生活に移行する人の目標
	13 %	
平成 29 年度末時点の施設入所者 (B)	49 人	平成 29 年度の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	3 人	差引減少見込み数 (A) - (B)
	6 %	

(2) 精神科病院から地域生活への移行促進(成果目標の変更)

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年度における入院後 3 か月時点の退院率を 64%以上とする。 ○平成 29 年度における入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とする。 ○入院期間が 1 年以上の長期在院者数を平成 24 年 6 月末時点から 18%以上削減する。
さくら市の指針	○成果目標については、都道府県における第 4 期計画で定めることとされているため、本市においては独自の目標値は設定しません。

(3) 地域生活支援拠点等の検討(新規)

国の指針	○障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備する。
さくら市の指針	○栃木県の状況を把握し、近隣市町と協議をしていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行促進(整理・拡充)

国の指針	○福祉施設から一般就労への移行者数を、平成 24 年度実績の 2 倍以上とする。 ○就労移行支援事業の利用者数を、平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加する。 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
さくら市の指針	○福祉施設から一般就労への移行については、国の指針により平成 24 年度の実績である 1 人の 2 倍にあたる 2 人を目指します。 ○就労移行支援事業の利用者数については、国の指針により平成 25 年度末の利用者数の 6 割以上にあたる 10 人を目指します。 ○就労移行支援事業所のうち、国の指針により就労移行率が 3 割以上の事業所は 1 か所以上を目指します。

■成果目標

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者 (A)	1 人	平成 24 年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	2 人	就労移行支援事業等を通じて平成 29 年度中に一般就労に移行する人数
	2 倍	(B) / (A)
平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	6 人	平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	10 人	就労移行支援事業の平成 29 年度末における利用者数
	6 割	{(D) - (C)} / (C)
就労移行支援事業所数 (E)	1 か所	平成 26 年度の就労移行支援事業所数
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加 (F)	1 か所	平成 26 年度の就労移行率が 3 割以上の事業所数
	10 割	(F) / (E)

5. 活動指標

本計画における福祉サービスの目標を達成するための指標として活動指標を設定し、計画の進行状況を確認します。(太枠内が本計画における見込み量)

(1) 障害福祉サービス

(ア) 訪問系サービス

■見込み量の算出根拠

現在利用している人数を勘案して、利用者数及び量を見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護(ホームヘルプ)	時間/月	135	149	160	170
	人/月	11	11	12	13
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
同行援護	時間/月	51	51	70	80
	人/月	2	2	3	3
行動援護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
合計	時間/月	186	200	230	250
	人/月	13	13	15	16

■見込み量確保のための方策

受け皿となる事業所への参入を働きかけ、サービス提供基盤の確保に努めます。また、ヘルパー不足の対策を講じつつ、障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう事業所へ働きかけ、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。

(イ) 日中活動系サービス

■見込み量の算出根拠

現在利用している人数、特別支援学校卒業者の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労へ移行する見込み数、地域活動支援センターの利用の見込み数を控除した数から見込みます。

自立訓練(生活訓練)は、2年間の訓練期間となっており、訓練期間を経過する利用者が、平成27年度に一時減少します。自立訓練(生活訓練)の訓練期間を経過した利用者は生活介護と就労継続支援(B型)に移行する予定です。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人日/月	1,690	1,760	1,840	1,920
	人/月	85	88	92	96
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	21	21	21
	人/月	0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日/月	167	42	63	84
	人/月	8	2	3	4
就労移行支援	人日/月	195	204	238	272
	人/月	11	12	14	16
就労継続支援（A型）	人日/月	295	315	336	357
	人/月	14	15	16	17
就労継続支援（B型）	人日/月	842	882	900	918
	人/月	46	49	50	51
療養介護	人/月	1	1	1	1
短期入所 (ショートステイ)	人日/月	170	170	175	180
	人/月	14	14	15	16

■見込み量確保のための方策

身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。特別支援学校の卒業生が、身近な場所でニーズに応じたサービスを受けることができるよう、特別支援学校や相談支援事業所、地域の関係機関との連携を強化し、卒業生の進路の確保に努めます。

一般就労等を希望する障がい者に対しては、相談支援事業所、就労支援事業所、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携し、適切なサービスの提供や実習先の確保等、就業面と生活面の一体的な支援を行います。また、関係機関と連携し、民間企業等への障がい者雇用の理解と協力を求め、職場実習の機会の増加を図ります。

就労継続支援や生活介護を提供している事業者に対しては就労移行支援事業の新規開設について、既に就労移行支援事業を実施している事業者に対しては定員の増加について協議しながら、個々のニーズに応じたサービスが提供できる支援体制を目指します。

（ウ）居住系サービス

■見込み量の算出根拠

現在利用している人数より、施設からグループホームへ、施設やグループホームから在宅へと移行できる利用者数を、平成 24 年度からの実績を考慮した利用者数から見込みます。また、特別支援学校の各年度の卒業者を勘案して利用者数を見込みます。

■見込み量

単位（人／月）

サービス名	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助(グループホーム)	26	27	28	30
施設入所支援	51	51	50	49

■見込み量確保のための方策

施設入所支援の利用者は、平成 26 年度まではほぼ横ばいで推移しており、施設から地域への移行は進んでいません。また、(本人の障がいの状態の変化や、家族の高齢化等により) 家庭での対応が難しくなったために、新たに施設入所を希望する障がい者やその家族も増加しており、住み慣れた地域で生活し続けることの困難さがあります。

施設入所者を削減するためには、在宅への移行だけでなく、福祉ホームやグループホーム等、支援を受けながら生活できる場を確保する必要があります。さらに、日中活動や居宅における支援を充実させるとともに、地域における居場所づくりを推進し、地域の受け入れ態勢の強化を図ります。

地域移行を推進するために必要なサービスの提供体制について、事業者等と協議し、利用機会の確保に取り組みます。

(エ) 相談支援

■見込み量の算出根拠

計画相談支援

平成 24 年 4 月から、原則としてすべてのサービス利用者に対しサービス等利用計画の作成が必要となり、平成 27 年 4 月以降は、サービス等利用計画が作成されなければ支給決定を行えなくなります。

そのため、障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数を勘案し、原則としてすべての利用者を計画相談支援の対象として、利用者数を見込みます。

地域移行支援

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院中の障がい者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みます。

地域移行支援については、入所または入院前の居住地を有する市町村が実施主体となるため、入院または入所前の居住地の市町村が、対象者数及びサービス量を見込みます。

地域定着支援

地域における単身の障がい者や家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込みます。

■見込み量

単位（人／月）

サービス名	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	20	31	33	35
地域相談支援	1	1	2	2
地域移行支援	1	1	1	1
地域定着支援	0	0	1	1

■見込み量確保のための方策

計画相談支援は、障害福祉サービスの利用を含め、障がい者の生活をトータルでサポートするための計画であるサービス等利用計画を作成し、円滑なサービスの提供と障がい者の希望を実現し、自立した生活を実現するための支援です。関係機関に対し計画相談支援の重要性について理解を求め、計画の作成を行う指定特定相談支援事業者及び相談支援専門員※を確保し、計画相談支援のスムーズな提供を目指します。

地域相談支援については、指定一般相談支援事業所を中心として、障害者支援施設や医療機関、県健康福祉センター、サービス提供事業者等、地域における関係機関との連携を強化し、入所・入院している障がい者が地域で安心して生活するための体制づくりを推進します。

(2) 地域生活支援事業

障がい者及び障がい児に対し、地域の実情に応じた柔軟な事業を計画的に実施し、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。そのために、本計画における地域生活支援事業の目標を達成する指標として活動指標を設定し、計画の進行状況を確認します。

① 必須事業

(ア) 理解促進研修・啓発事業

■内容

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■見込み量の算出根拠

これまでの実績を考慮し、引き続き理解促進研修や啓発事業を行います。

■見込み量

事業名	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有

■事業実施のための方策

障がい者が地域で生活していくためには、地域住民へ障がい者に対する理解を深め、互いを尊重できる関係づくりが重要です。そのために、関係団体と連携し、講演会や施設見学会等の開催を通して、障がいの特性について学び、障がい者とともに生きる機会の提供に努めます。

(イ) 自発的活動支援事業

■内容

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート*、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■見込み量の算出根拠

平成 26 年度までの実績はありませんでしたが、平成 28 年度、平成 29 年度の事業実施に向けて、平成 27 年度は各関係団体と連携し、告知等の準備を行います。

■見込み量

事業名	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	無	無	有	有

■事業実施のための方策

障がい者やその家族の所属する団体、NPO 法人、ボランティアサークル等に対し、事業の積極的な活用を働きかけます。また、具体的な事業の実施にあたっては、さくら市社会福祉協議会とともに、活動を支援するための連携体制づくりを推進します。

(ウ) 相談支援事業

■見込み量の算出根拠

障害者相談支援事業については、これまで通り継続します。

基幹相談支援センターについては平成 29 年度に設置を目指します。

■見込み量

事業名	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業所数	2	2	2	2
基幹相談支援センター	無	無	無	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	無	無	無	無

■見込み量確保のための方策

障害者相談支援事業と基幹相談支援センターそれぞれの役割を整理し、基幹相談支援センター設置に向けての協議を進めます。また、さくら市地域自立支援協議会と連携し、相談支援体制の推進と、権利擁護や虐待防止といった機能の充実を図ります。

(エ) 成年後見制度利用支援事業

■見込み量の算出根拠

平成 26 年度の実績はありませんでしたが、平成 27 年度から 1 件ずつの利用量を見込みます。

■見込み量

単位 (件/年)

事業名	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	0	1	1	1

■見込み量確保のための方策

成年後見制度の利用を必要とする障がい者の家族や支援者に対し、相談会を実施することで制度に対する理解を深め、制度の積極的な利用を呼びかけます。同時に、経済的な理由で利用をためらっている相談者に対して、関係機関と連携し、申し立てに要する費用や後見人等の報酬に対する補助が行えることを周知し、利用に結び付くよう働きかけます。

(オ) 成年後見制度法人後見支援事業

■内容

事業名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■見込み量の算出根拠

さくら市社会福祉協議会と連携し、平成 29 年度から成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討していきます。

■見込み量

事業名	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	有

■事業実施のための方策

成年後見制度をはじめ権利擁護に関する支援が重要視されていることを踏まえ、関係団体と協議し、平成 29 年度から法人後見の実施を目指します。実施に向けて、制度説明会の開催等、関係機関との連携体制の構築に努めます。

(力) 意思疎通支援事業

■見込み量の算出根拠

平成 24 年度からの利用実績を踏まえて、平成 29 年度までの計画値を見込みます。

■見込み量

事業名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	事業者数	1	1	1	1
	利用者数	5	5	6	7
要約筆記者派遣事業	事業者数	0	1	1	1
	利用者数	0	1	1	2

■見込み量確保のための方策

情報バリアフリーの環境づくりを推進するため、制度の周知を図り、積極的な利用を促すとともに、手話通訳や要約筆記を行う支援者の確保に努めます。

(キ) 日常生活用具給付等事業

■見込み量の算出根拠

平成 24 年度からの利用実績より、平成 29 年度までの利用量を見込みます。

■見込み量

単位 (件/年)

事業名	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	1	1	1	2
自立生活支援用具	4	4	4	5
在宅療養等支援用具	4	4	4	5
情報・意思疎通支援用具	2	2	2	3
排泄管理支援用具	700	700	720	742
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	0	0	1	1

■見込み量確保のための方策

利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。障がいの状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

(ク) 手話奉仕員養成研修事業

■内容

事業名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、音声、言語機能に障がいのある人との交流活動の促進のため、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。

■見込み量の算出根拠

平成 26 年度までの実績はありませんでしたが、平成 27 年度より手話奉仕員養成研修事業を行っていきます。

■見込み量

単位（人／年）

事業名	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	0	10	10	10

■見込み量確保のための方策

現在、さくら市社会福祉協議会で行われている手話講習会の参加者や、手話に興味を持っている市民に対し、広報等で講習会の受講を呼び掛けます。また、聴覚障がい者との交流の場を設ける等手話を使う機会を提供することにより、受講に対する関心と意欲の向上を図ります。

(ケ) 移動支援事業

■見込み量の算出根拠

平成 24 年度からの利用実績を踏まえて、平成 29 年度までの利用量を見込みます。

■見込み量

事業名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人/年	20	20	21	21
	時間/年	480	490	500	510

■見込み量確保のための方策

サービス提供事業者の体制の充実と、サービスの質の向上を図ります。

障がい特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう、サービス提供事業者への働きかけに努めるとともに、利用可能な市外の事業所との連携を行います。

(コ) 地域活動支援センター機能強化事業

■見込み量の算出根拠

第3期計画期間中での実績はありませんでしたが、平成29年度までに設置できるよう努めます。

■見込み量

事業名		平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター	か所	0	0	0	1
	人/年	0	0	0	10

■見込み量確保のための方策

地域活動支援センターは、作業活動、創作・文化活動、生活上の訓練、社会参加支援、居場所的機能等様々な役割を果しており、利用者の障がいの状態や体調等に応じた利用が可能であることから、日割り報酬を主体とした障害福祉サービスの日中活動事業とは異なり、定期的な利用が困難な障がい者の支援の場としての役割を有しています。

既に障害福祉サービス等において障がい者へのサービス提供実績のある団体等と、事業の実施について協議、検討し、平成29年度の設置を目指します。

また、障害福祉サービス提供事業者以外の関係団体についても、事業の実施についての協議、検討を行っていきます。

②任意事業

(ア) 福祉ホームの運営

■見込み量の算出根拠

平成24年度からの利用実績を踏まえて、平成29年度までの利用量を見込みます。

■見込み量

単位 (人/年)

事業名	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉ホーム事業	8	8	8	8

■見込み量確保のための方策

障害者支援施設や精神科病院を退所・退院して地域へ移る障がい者の生活の場を確保するため、安定した事業の実施を目指し、関係機関と連携して事業の提供を行います。

(イ) 日中一時支援事業

■見込み量の算出根拠

平成 24 年度からの利用実績を踏まえて、平成 29 年度までの利用量を見込みます。

■見込み量

単位 (人/月)

事業名	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	29	30	31	32

■見込み量確保のための方策

日中活動を提供している障害福祉サービス事業所と連携し、市内・市外での柔軟な利用ができるよう利用先の確保に努め、利用日数の増加を図ります。

(3) 障がい児への支援

障がい児が身近な地域で、一人ひとりの特性に応じた保育・教育・療育を受けられる体制の整備と、サービスの円滑な利用に必要な支援の提供に努めます。また、平成 27 年 4 月に施行される「子ども・子育て支援法」に基づき策定された「さくら市子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り、関係機関と連携して支援を推進します。

■見込み量の算出根拠

原則として児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援におけるすべての利用対象者を考慮し、平成 24 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

放課後等デイサービスについては、平成 24 年度からの利用実績より、一人あたりの平均利用時間を求めるとともに、増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	人日/月 55	83	92	100
		人/月 11	12	13	13
	医療型児童発達支援	人日/月 1	2	3	3
		人/月 1	1	1	1
	放課後等デイサービス	人日/月 36	33	40	53
		人/月 4	3	5	7
	保育所等訪問支援	人日/月 0	0	0	0
		人/月 0	0	0	0
	障害児相談支援	人/月 5	3	4	5

■見込み量確保のための方策

身近な地域で質の高い支援を必要とする障がい児が、療育を受けられる場の確保に努めます。また、各担当課が持つ情報の共有・連携を推進することで、障がい児を療育する家庭をサポートしていきます。また、さくら市地域自立支援協議会を定期的を開催し、支援を必要とする児童への理解に努めます。

放課後等デイサービスについては、急速な利用状況の伸びを勘案しつつ、今後の利用状況に対応していきます。

障害児相談支援については、指定障害児相談支援事業者と連携し、サービスの提供を進めていきます。

第4章 計画の推進体制

1. 市民・事業者・地域等との協働の推進

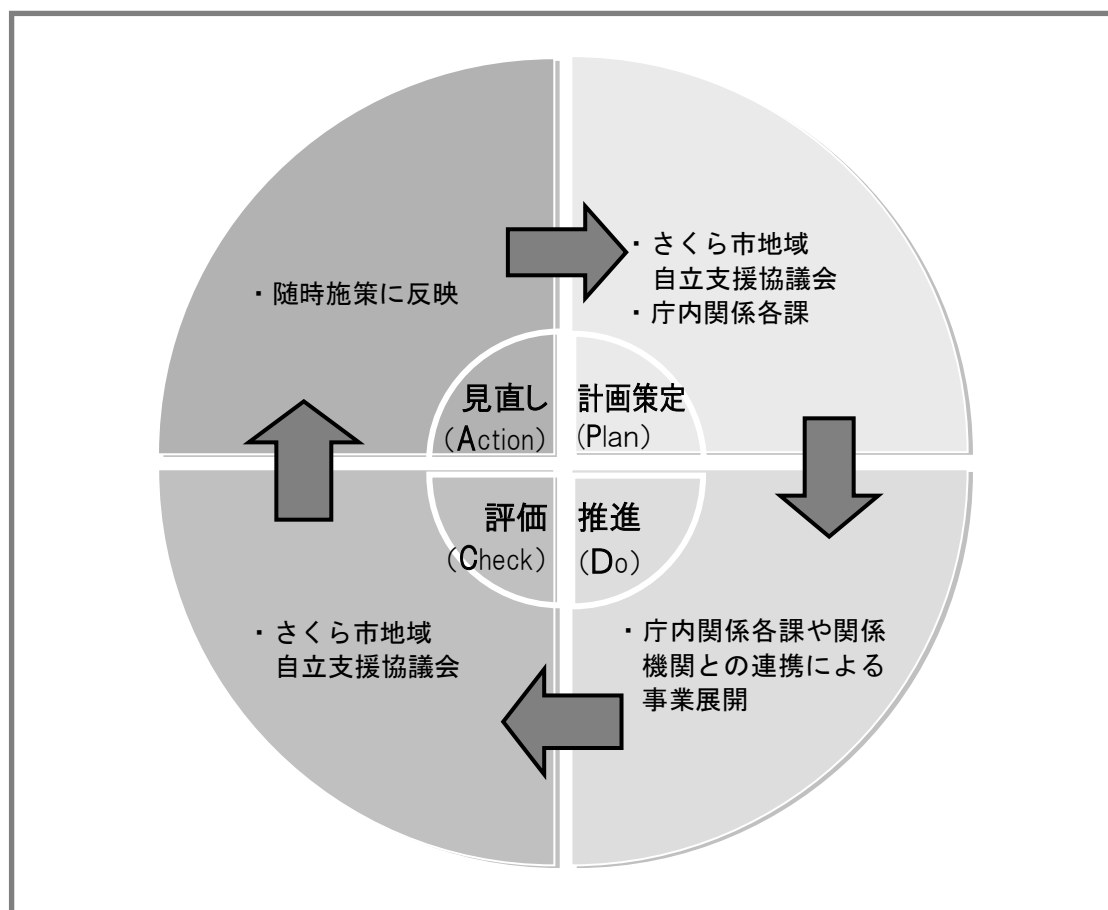
障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO 法人等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がい者にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

2. 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がい者への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、障がいの特性に沿ったきめ細やかな相談、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。

3. 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等について、さくら市地域自立支援協議会等に随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。



資料編

1. 障がい福祉計画策定委員会委員名簿

■委員名簿

氏名	所属	職名	備考
平石 準一	桜ふれあいの郷	施設長	
大門 俊夫	清風園	園長	委員長職務代理者
金子 弘	市民生委員児童委員協議会連合会	会長	委員長
瀧澤 亨	市身体障害者相談員		平成26年10月3日まで
関 セツ子	市知的障害者相談員		
白井 新	市身体障害者福祉会	会長	
螺良 忠夫	市手をつなぐ育成会	会長	
興野 憲史	県精神保健福祉会	会長	
木村 春雄	社会教育委員会	委員長	
田中 耕一	市社会福祉協議会	会長	
佐山 由美子	県北健康福祉センター	健康支援課長	
高橋 輝男	市市民福祉部	部長	
渡辺 孝	市企画政策課	課長	
佐野 朝男	市財政課	課長	

2. 障がい福祉計画策定幹事会委員名簿

■委員名簿

氏名	所属	役職
村松 貞往	市企画政策課	政策係長
宮野 直斗	市財政課	財政係
渋谷 恒也	市市民福祉課	課長
永井 宏昌	市市民福祉課	課長補佐
早田 勇	市市民福祉課	社会福祉係長
磯藤 靖明	市市民福祉課	生活福祉係
大堀 有司	市保険高齢対策課	国保係長
長嶋 悦子	市保険高齢対策課	高齢年金係長
仲根 克典	市保険高齢対策課	介護保険係長
横塚 一徳	市健康増進課	健康増進係長
柳田 里子	市健康増進課	保健予防係長
西 重幸	市児童課	子育て支援係長
鈴木 克洋	市建設課	住宅係長
桐原 明彦	市都市整備課	都市計画係長
野中 剛	市学校教育課	学校教育係長
佐藤 康夫	市生涯学習課	生涯学習係長
荒井 誠	市スポーツ振興課	生涯スポーツ係長
仲根 信行	市社会福祉協議会	本部地域福祉係長
堀江 桂太	障害者相談支援センター桜花	相談支援専門員
根本 真理子	障がい者支援センターふれあい	相談支援専門員

3. 計画策定経過

日 時	内 容
平成 26 年 7 月 1 日	第 1 回さくら市障がい福祉計画策定幹事会・委員会 ①障がい福祉計画策定について ②アンケート調査について ③その他
平成 26 年 8 月 1 日から 平成 26 年 8 月 15 日まで	さくら市障がい者生活実態調査の実施
平成 26 年 10 月 2 日	第 2 回さくら市障がい福祉計画策定幹事会 ①障がい者生活実態調査の結果報告について ②さくら市第 4 期障がい福祉計画（骨子案）について ③その他
平成 26 年 10 月 10 日	第 2 回さくら市障がい福祉計画策定委員会 ①障がい者生活実態調査の結果報告について ②さくら市第 4 期障がい福祉計画（骨子案）について ③その他
平成 26 年 10 月 29 日	第 2 回さくら市地域自立支援協議会 ①さくら市第 3 期障がい福祉計画進捗状況について ②さくら市第 4 期障がい福祉計画骨子案について ③運営会及び専門部会における活動内容の報告について ④報告事項 ⑤その他
平成 26 年 12 月 17 日	第 3 回さくら市障がい福祉計画策定幹事会 ①さくら市第 3 期障がい福祉計画進捗状況について ②さくら市第 4 期障がい福祉計画（素案）について ③その他
平成 26 年 12 月 22 日	第 3 回さくら市障がい福祉計画策定委員会 ①さくら市第 3 期障がい福祉計画進捗状況について ②さくら市第 4 期障がい福祉計画（素案）について ③その他
平成 27 年 1 月 8 日から 平成 27 年 1 月 16 日まで	さくら市地域自立支援協議会委員に対し、さくら市第 4 期障がい福祉素案の修正依頼
平成 27 年 1 月 26 日から 平成 27 年 2 月 13 日まで	パブリックコメントの実施（19 日間）
平成 27 年 2 月 20 日	第 4 回さくら市障がい福祉計画策定幹事会・委員会 ①パブリックコメントの実施結果について ②さくら市第 4 期障がい福祉計画（案）について ③その他
平成 27 年 3 月 2 日	庁議においてさくら市第 4 期障がい福祉計画（案）を審議
平成 27 年 3 月	さくら市第 4 期障がい福祉計画を決定

4. 用語集

	用 語	説 明
◆ あ 行	一般特定疾患	難病のうち、原因や治療方法についての研究を推進するために、一般特定疾患治療研究事業の対象とされている病気のこと。平成27年1月現在、110疾患を対象としている。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援等を行い、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する事業。
◆ か 行	協働	市民がさくら市のまちづくりに参画し、行政と市民がそれぞれ適切に役割を分担し協力し合うこと。
	ケアマネジメント	利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通して、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者や認知症高齢者等が、安心して日常生活が送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談、援助を行うこと。
	個別給付	個人の障がいの状況に合わせて、自立のために必要な給付を個別に行う制度。利用者への介護という視点で給付される「介護給付」、利用者への訓練という視点で給付される「訓練等給付」、利用者が地域の生活へ移行定着するために給付される「地域相談支援給付」の3つの障害福祉サービスがある。
◆ さ 行	サービス等利用計画	障害福祉サービス等を利用する障がい者及び障がい児の生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の内容を具体的にプラン化して、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために作成される計画。

	用 語	説 明
◆ さ 行	指定特定相談支援事業者	障がい者が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング(見直し)を行う等の支援を行う事業所のこと。
	障害児支援利用計画	児童発達支援・放課後等デイサービスをはじめとする、障害児通所支援を利用する場合に、サービスの利用者を支援するための中心的な総合計画のこと。
	障害支援区分	障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。
	障害者基本法	障がい者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、障がい者のための施策の基本となる事項を定めることで、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、それをもって障がい者の自立と社会参加、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。
	障害者自立支援法	障がい者及び障がい児の能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とする法律。
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等が実施された。
	障害福祉サービス	障がい者の障害程度や、社会活動や介護者、住居等の状況をはじめとする勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なる。
	小児慢性特定疾患	小児慢性疾患のうち、小児がん等その治療が長期にわたり、医療費の負担も高額となる 14 疾患群、704 疾患が対象となっている(平成 27 年 1 月現在)。18 歳未満(一部 20 歳まで)の児童において、対象疾患の治療に係る医療費の医療保険の自己負担分を公費で助成する制度がある。

用 語		説 明
◆ さ 行	自立支援給付	障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を基本として事業者と対等な関係に基づいて、障がい者が自ら選択、契約をすることで、そのサービスを利用する仕組み。
	自立支援医療	医療費と所得の双方に着目し、障がいに係る公費負担制度間での負担の不均衡を解消するため、これまでの育成医療、更生医療、精神通院医療の3つの公費負担医療制度を統合し、1割の自己負担を求める制度として平成18年4月から実施している。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある者に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付する。
	セルフプラン	サービス等利用計画のうち、利用者本人やその家族、施設職員等、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員以外の者が作成する利用計画のこと。
	精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するもの。精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳所持者には、様々な支援策が講じられている。
	成年後見制度	知的障がい者または精神障がい者等で、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように援助してくれる人をつける制度のこと。
	相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者、または障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行う事業。
	相談支援専門員	障がい者が自立した日常生活が送れるよう、地域の様々な社会資源や保健、医療、福祉サービスとの調整を図り、障がい者の日常生活全般に関する相談業務やサービス等利用計画の作成に関する業務を担当する人。
◆ た 行	特定疾患	いわゆる難病の中でも、積極的に研究を推進する必要がある疾患について厚生労働省が指定し調査研究を行っており、都道府県を主体に特に治療が困難かつ医療費も高額である疾患について、公費負担制度を行っている。
	地域生活支援事業	障がい者及び障がい児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により、効果的・効率的に実施する事業のこと。

用 語		説 明
◆ た 行	通級教室	通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいがある児童生徒に対し、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室。
◆ な 行	難病	原因不明で、治療方法がまだ確立していない病気の総称。
	日中一時支援事業	障がい者または障がい児の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等日中における活動の場を設け、日常的に介護している家族等の就労支援及び一時的な休息の確保等を図る事業。
	ノーマライゼーション	年齢や障がいの有無や程度にかかわらず、すべての人が、通常の生活を送ることができるようにする社会。
◆ は 行	パブリックコメント	公的な機関が規則等の制定に先立ち、意見、情報、改善案等（コメント）を求める手続き。市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、より良い行政を目指すもの。
	ピアサポート	同じ悩みや症状等の問題を抱えている、体験・経験の共感者、つまり同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みのこと。
◆ ら 行	ライフステージ	人が生まれてから死ぬまでに経験する乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期等の各段階のこと。
	リハビリテーション	障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力の回復のための技術的プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復、獲得を目指すという考え方。
	療育手帳	知的障がい者及び知的障がい児への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付するもの。

さくら市第4期障がい福祉計画

発行／さくら市

発行日／平成27年3月

編集／さくら市市民福祉部市民福祉課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地

電 話 028-681-1161

FAX 028-682-1305